

第 3 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

9 月 20 日

平成19年第3回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平 成 1 9 年 9 月 2 0 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成19年9月20日 午前10時00分 議長宣言		
	散 会	平成19年9月20日 午後3時13分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 里 順 之	6 番	宮 里 祐 司
	2 番	中 村 秀 克	7 番	宮 里 清之助
	3 番	金 城 善 昇	8 番	宮 平 秀 保
	5 番	金 城 勝 英	9 番	金 城 英 雄
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	5 番	金 城 勝 英	6 番	宮 里 祐 司
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 平 優	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	仲 村 三 雄	環 境 衛 生 課 長	金 城 英 隆
	教 育 長	仲 地 勇	会 計 課 長	野 崎 康
	総 務 企 画 課 長	垣 花 健	船 舶 課 長	宮 村 英 美
	税 政 課 長	大 城 晃	教 育 課 長	宮 城 武
	住 民 課 長	宮 平 真由美	政 策 調 整 監	幸 地 東
	産 業 振 興 課 長	金 城 英 幸		

平成19年第3回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成19年9月20日午前10時開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		諸般の報告について
2		行政報告について
3		会議録署名議員の指名について
4		会期の決定について
5		一般質問
6		提出議案の説明（認定第1号～認定第8号）
7	認 定 第 1 号	平成18年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定について
8	認 定 第 2 号	平成18年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
9	認 定 第 3 号	平成18年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について

○ 議長（金城英雄）

ただいまから平成19年第3回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、お手元にお配りした報告のとおりであります。朗読は省略いたします。

諸 般 の 報 告

平成19年9月19日現在

1. 平成19年 6月 5日、平成19年第2回定例議会
2. 平成19年 6月23日、慰霊の日（沖縄県戦没者追悼慰霊祭式典、議長参加）
3. 平成19年 7月 6日、県議会文教厚生委員調査視察研修（議長対応）
4. 平成19年 7月19日、議長定期総会及び視察研修会（南大東村）
5. 平成19年 7月20日、農林水産部懇談会（議長参加）
6. 平成19年 8月 7日、議員全員協議会
7. 平成19年 8月31日、議員全員協議会
8. 平成19年 9月 3日、平成19年第4回臨時会

日程第2．行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

行 政 報 告

平成19年9月20日

平成19年 6月18日	雇用促進会議
20日	21・ざまみ株主総会
21日	日銀曾我野那覇支店長来訪
23日	第30回座間味ヨットレース
24日	第8回サバニ帆漕レース
27日	副知事面談
29日	漁協総会
7月 2日	南部市町村会理事会
5日	奄美市長面談
6日	ヨットレース御礼
10日	沖縄電力離島カンパニー古堅部長表敬
11日	離島振興協議会正副会長会議
〃	離島フェア実行委員会総会
18日	町村会理事会

平成19年	6月18日	慶良間自然環境保全会議座間味支部会
	7月19日	沖縄気象台長来訪
	20日	那覇署長へ夏場の繁忙期における警察官の派遣要請
	〃	沖縄県農林水産部との行政懇談会
	24日	離島航空路線協議会
	25日	那覇社会保険事務所長来訪
	28日	阿嘉6月ウマチー
	〃	内閣府原田政策統括官視察来訪
	30日	県病院事業局へ阿嘉診療所の件を説明（医師の早期復帰を要請）
	31日	南部医療センターへ医師の早期復帰を要請
8月	1日	谷本大臣政務官来村
	2日	離島振興協議会決裁、101飛行隊長表敬
	4日	大宰府少年の船入村式
	14日	ラフウォーター、ヨットレース協賛御礼
	〃	離島海運振興取締役会
	15日	県長田離島統括監表敬
	16日	南部広域行政組合会議
	〃	急患へり搬送に関する会議
	21日	郵政公社米村氏来訪
	〃	離島振興協議会正副会長会議
	22日	介護広域定例会（～23日）
	〃	保健福祉部長表敬
	31日	離島振興協議会離島総会
9月	3日	臨時議会
	〃	ライフセーバー慰労会
	4日	シーカヤックレース実行委員会
	5日	総合防災訓練
	6日	離島フェア協賛依頼（6日～7日）
	〃	りゅうせき商事 嘉手納取締役面談
	10日	老人医療指導監査
	11日	総合事務局 岩見企画調整監来村
	12日	郵政事務懇談会
	13日	シーカヤックレース協賛依頼
	17日	敬老会
	19日	座間味校運動会 祝辞

○ 議長（金城英雄）

おはようございます。平成19年第3回の定例会におきまして行政報告をさせていただきます。

皆さんのお手元に、2枚つづりで私の主な日程体験。これは平成19年第2回6月15日に開催した定例会以降、9月20日までの私の主な日程でございますので、後で御参照させていただきたいと思っております。

これを持ちまして行政報告といたします。よろしく申し上げます。

○ 議長（金城英雄）

日程第3．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番 金城勝英議員及び6番 宮里祐司議員を指名します。

日程第4．会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの2日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日から9月21日までの2日間と決定しました。

日程第5．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

では株式会社21・ざまみの運営状況についてをお聞きしたいと思います。

第三セクターは地方自治法第243条の3第2項により（普通地方公共団体の長は、第221条3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを議会に提出しなければならない）とあるが提出がなぜできないのか、その理由ですね。その書類につきましては、下に書いておりますように事業年度の事業計画及び決算に関する書類。具体的には事業計画、予算書、貸借対照表、損益計算書、事業の実績報告でございますので、答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

金城勝英議員の御質問にお答えいたします。村が出資しております第三セクター21・ざまみにつきましては、地方自治法221条3項の法人に該当するという認識はこれまでなく、議会へ地方自治法施行令173条第1項による経営状況の資料を提出しておりません。このことにつきましては、設立当初から第三セクターという形の会社の法的な義務を認識していなかったものと反省しているところであります。今後は、確実に議会への報告をさせていただきたいと考えております。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

私があえて今、第三セクターの件につきまして挙げましたのは、損益計算書、貸借対照表を見ておりますと大変苦しい運営を強いられているわけでございます。これにつきましては議会の議員の皆さんが、そういったのを把握しないとこれは到底やっていけないものだと思っております。特に村長がそれをちょうど返したときに、5年度には黒字をやるというようなことを議会の前で言ったわけですが、あれからもう9年の足かけとなっております。その中において今、単年度で3,000万円、4,000万円という赤字というのはもう到底どうしようもない。これはこういった赤字等とかいろんなものがありましたら、やはり長というのは議員の皆さんとか、あらゆる融資の方々を呼んでですね、株主でもいいですから、その調整をしてどうすればこの運営が改善するかということを、毎年やらなかったのが非常に大きな原因だと私は思っております。それに第三セクターにおきましても、地方自治法でもありますけれどもやはり232条ですか、その中においても公益上必要となった場合には村からも補助ができるということで第三セクターになってい

るわけでございます。こういったものをわからないで、今までやってきているのが私は非常に珍しいわけでございます。大変すみませんが、これまでの累計の赤字が幾らあるかちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

お答えいたします。これは平成19年、今年の6月20日に行った株主総会のデータなんですけど、それによりますと、当期末残高4,900万円というふうになっております。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

こういった莫大な21・ぎまみの事業につきましては、5,000万円というのはこれからの運営におきまして大変支障が来ると思う。大変失礼でございますけれども、どうしても第三セクターの運営につきましては、そういった資金面等におきましてやはり金融機関を動かさないとできないような状態になってきているんじゃないかと、そのように思っておりますけれどもそれにつきましては、この融資を受けるためにはどうしても信用度を高めるためには、村が債務者の保証としてなる場合がよくあるんですが、村はその債務者の保証になっているのかどうかお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

お答えします。債務保証はしておりません。先ほどありがたい御提言がありましたけれども、私はこの会社を設立したときから金は出しても口は出さないと。第三セクターはこれまでいわゆる公的機関が出資して、あまりにも公的機関の考え方を押しつけてと言うんでしょうか、沿っていくから赤字が出るということで、設立当初から出資はするけれどもいわゆる支援はしないということで、一時期私が、形ができる間ということで村から1人の出向をさせていたわけですけれども、これ以外には支援をしておりません。それで今年で第6期目を決算したんですけれども、6期と7期には少しではあるんですけれどもいわゆる黒に持って行っております。そのときには少し村からの委託金とかそういったもので、何とか経営を補うことができたからですが、ただこの会社の借金約5,000万円につきましては、当初特産品をつくろうということとそれから観光産業でもっと海というものを理解してもらおうということで、投資したのが冷蔵庫等々を買って、今でも冷蔵庫はありますけれども、いわゆる投資を回収できなかった。冷蔵庫が大体2,000万円の投資で今もってありますけれども、あまり飲み物を冷やす以外に使っていないという状況にあります。そういった等々で農作物をたくさんつくって、あるいは水産物もたくさん仕入れて加工に持っていきという考え方が少し進められなかったというのが大きいところでございます。それに大体3,000万円ぐらいはそういうものの累積があります。ただ、これまで皆さんにちゃんと報告をしていなかったのは先ほど担当課長が答えたとおり、報告義務というものを認識していなかったこと。これはおわびを申し上げたいと思います。今後はひとつそういう報告義務を踏まえて、確実に報告をしていきたいというふうに思っております。それで累積赤字につきましては、今、修学旅行ということで事業計画をそこに重きを置いてきたところで、これからの見通しとしては上向きにいく予定でございます。これまでは融資というんでしょうか、金を貸してもらえなかったんですけれども、今回、沖縄銀行から運転資金を貸していただいて、形としては会社の運営というんでしょうか。それは確実に解決という状況に来ているところでございます。以上でございます。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

村長と同じで、経過につきましては大体わかるんですが、私があえてこの問題を出したのは、今は21・ざまみが核としておりますのは観光客の誘致でございます。これは修学旅行とか、こういったものにおきましては船舶のほうでも大変ありがたいとは存じておりますけれども、泊まる宿舎の民宿等、それから旅館とかまたはホテル等がこういったものに泊めておるんですけれども、その金銭の支払いが大変にぶついていると。例えば3カ月後に払うとか、こういったものが過去にあったわけです。だからこういったものにおいてやはり一応入れた以上は皆から信頼を得て、やってこないとますます悪になってくると思うんです。例えば今、品物を買ってやる。それは現金で買わなければいけないわけですね、いろいろ民宿等とかいろんなものにおいては。だけど支払いが3カ月間おくらせていたらもう修学旅行は入れないないで、普通の旅行者を入れたほうが良いというふうにみんながそのような安易な考えになってきたら到底できないわけです。だからこういったものにおきましてもやはり、この観光に力を入れるんですしたらそういった資金面の支払い等はちゃんとしたことをやってもらわないと困るわけでございます。今後、12月までに19校として5,500名が入るという情報を聞いておりますけれども、これがもしこういった支払い等がおくれた場合には、来年またどうなるかわからないわけでございます。だから今後の改善等におきまして、やはりこういったものはもっと詳しい方がですね、例えば村長が今、特産品をつくって加工をやると。今ストップしていると言うんですが、そういった専門的なものを採用しましてもうちょっと幅を広げていかないと、今の5,000万円というのは到底返せるものじゃないと私は思っているんです。だからこれは21・ざまみ、第三セクターはどうしても公共団体、私どもも株に52%ぐらい入っているんですから非常に大きな株主でございますので、村も。だからもう非常に慎重にやっていかないと、今後大変な住民からも「何だ21・ざまみは」と言われて後ろ指を指されないこともないだろうと私は思っております。そういった面におきましても非常に小さいことではあるんですけれども、村が委託しております施設、くじらの里におきましても今、漠然として村に300万円が入るというふうなことをやっていますが、これは先にも私は申し上げたんですが、この300万円の根拠というのが何にあるのかというのが私はわからないんですね。私ら議員としてわからないわけです。だから例えば100万円入ったのに300万円払うのかですね。人が入らないと300万円払えないですよ、21・ざまみの場合。だけど無理やりに300万円を払いなさいと言ったら21・ざまみは払えますかというのも、去年ですかこういうこともあったんですが、こういったものはやはり議会と執行部が話し合いをやってこういったものは親密にやっていかないと、今後は大きな混乱を起こすだろうと思います。村長にお聞きしたいんですが、今後こういった改善策をとって21・ざまみの運営に当たるのか。最後にお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

株式会社21・ざまみにつきましては、直接の経営権は私は持っておりません。代表というのは持っているんですけれども、いわゆる運営という面でのことは社長に権限を任せてありますので、きょう私が申し上げたいのは、先ほどもお話申し上げたとおりですね、これまでは要するに金は出しても口は出さないというふうなことでの私の方針でやってきたんですけれども、これからは例えばこの支払いの件につきましても、一つ一ついわゆるこの地方自治法の報告義務等々をひとつ盾にして、直接経営ではないんですけれども、口を出していくと。いわゆる指導監督をしていくという形をとっていきたいと思っております。それで会社の

方針でいきますと、修学旅行を確実に受け入れていけば今の3,000名から5,000名ぐらいのお客さんを受け入れていくような方策でいきますと、それに付随してくるオプション。いろんなオプションがあります。そういったものをひとつつなげながら、会社は利潤があるような計画になっておりますのでそれを重点的に。あと特産品の加工、販売の部門を、加工はないけれども販売部門を加工者から受託して売っていくというふうな形をとりながら会社の内容を充実していきたいというふうに思っております。それともう一つは、旅行業法という法律が去年変わりました、いわゆる受け地初の旅行商品がつかれると。その場合に、ただ旅行業をするには免許を取ってやらないといけないわけですが、その事業をするのにこれまでは何千万円という供託金が必要だったんですけども、今度は300万円まで下りてきていますので、そういったような法改正もひとつ取り入れながら、引き込みながら地域でどういうものが売れるかという旅行商品ですね。というものを開発していこうということで、前にもひとつ説明したかと思っておりますけれども、産業振興課のほうに観光係を確実に置いてそこら辺をちゃんと船、それから宿、それから各ショップというふうなつながりができるような形を今後つくって改善していくというふうに思っております。

それからもう一つおわびをしなければいけないのは、支払いが滞ったということでこれはちょうど村からの委託が4月から6月の一四半期の支払いというのがかなり、初めて出てくるのがおそいものですから、いわゆる資金繰りに非常に困りまして払いがくれたと。それとまた支払いお互い、手形を切っておけばわかることですが、あつちから払ってくるのも一月おくれます。そして皆さんから請求書が出てきて払うにも一月はかかると。大体、工程としては2カ月ということでしたけれども、この間は3カ月、あるいはそれ以上待たせたところがあったように報告を受けております。それが今後ないように。それで改善としては先ほど触れたんですけども、銀行からのいわゆる運転資金を借りてこの間あったようなことがないようにということで今、回転運転していますので、ひとつそういったようなことを御理解いただいて、また先ほどの御提言、非常にうれしく思いますのでぜひまた御指導を賜りたいと思っています。ありがとうございました。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

今の村長のお話を聞いて大変改善されるものと期待をしております。とにかく今、住民の皆さんがあれしているのはやはり支払いがとれているというのが非常にネックでございますので、くれぐれも注意しまして今後の21・ざまみの発展のために頑張ってください。これで終わります。

○ 議長（金城英雄）

次、3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

金城です。質問は、イベントの日程の決定についてということが第1になっておりますが、イベントは多分庁舎内で1年間の計画をもって決めていると思うんですが、これはどなたが中心になってこのイベントについては日程調整をしているのどうか、それをお聞かせください。

○ 議長（金城英雄）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの御質問、イベント日程の決定についてお答えします。本村の観光イベントは1月から3月にかけて開催するホエールウォッチングを皮切りに、6月にラフウォータースイム・イン・座間味、そしてヨットレース、サバニレースと。10月にはシーカヤックレースと5つのイベントを開催しております。そのすべてのイベントがそれぞれの各実行委員会により運営されていて、御質問にあります開催の決定については

各実行委員会のほうでその決定をしております。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

各実行委員会が日程を調整して決めるということではありますが、この実行委員の会長は村長になっていると思うんですが、その実行委員会の中で県で行われるものとダブったりするときの日程調整というのはどういうふうに決めているのか。それをちょっと教えてください。

○ 議長（金城英雄）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

日程の件ですけれども、私は、座間味村は海というものが売りものですので海のイベントをひとつ五大イベントとして定着させようということで、8年前から実行しておりますけれども、ただこの日程ですけれども、どうしても1年前には相手方が参加することですからいろんな行事の中で、参加する皆さんに1年前にはその日程を入れさせないといけないということで、海のイベントというのは御存じのとおり中潮か小潮じゃないとだめであると。ホエールウォッチングは1月から3月のうちにパネル展、それからフォーラム、それから音楽祭この3つをやりますが、これは潮とは関係ありません。特にラフウォーター、それとヨット、サバニ、それからシーカヤック、これはもう小潮じゃなくてはいかんということですね。6月開催というものを大まかに決めておきまして、例えば今年終わりましたヨットレースは6月23日という慰霊の日に重なりました。それも重なっているのはわかるんですけれどもどうしてもその日程をずらしますと、日程の調整がきかないと。これはまたヨットも例えば伊是名がやってみたり、久米島がやってみたりしてもう全部日程的に入りますからここを吹っ飛ばしてしまいますと、次は座間味のヨットレースがなくなるというふうな一つのヨット連盟とかそういった人たちとのかかわりがありますので、小潮にあわせて決めておきましてそれは一応こういう時期に催しますということで、今年のイベントが終わるときに、来年は1週間おくれるはずです。7月の下旬に行くと思っておりますけれども、そういった形で特にサバニレースなんかですとカーチーベというんでしょうか、南風の引き潮にあつたらだめですから上潮をねらうと。そういったような日取りをしていました。確におっしゃるように例えば学校の行事と重なったりしているのはこれまでに何回かありました。それを避けるにはどうしたらいいか。ちょっと1年前にはやりきれないものですから、実行委員会としては後で追認という形で「じゃあこの時期でいいですね、特に問題ないですね」ということで決定をしているのが今の現状でございます。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

イベントの日程は1年前から大体の日程を決めているということでございますけれども、先ほど村長みずから6月23日の慰霊の日のことをおっしゃっていましたが、私がまさに聞きたいのはそこなんですね。村長、慰霊の日を大会委員長としてそこをずっと続けているのはいいんですけれども、向こうのほうには参加されたのかなと私は危惧しているんですよ。私はスタート時点で、10時でしたか。合図をしているのを私はヨットから見ておりますので、そのときには国からも総理大臣も見えて参列されたり、あと沖縄県知事は軽い脳梗塞の状態でも参加しているのに、地上戦で非常に悲惨な体験を見たこの座間味村の村長がそこにいらっしまったかどうか、私はそれを聞きたかったんですよ。

○ 議長（金城英雄）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

参加しておりません。ただ少しそれについて説明をいたしますと、その6月23日に重なるというのは1年前に知っていますので、そのときに一応はその時期にやりましょうねということで決めまして、そうしたら今おっしゃるように大変な催しに私が欠席をすることになるからどうしたらいいかということで、これは県とも相談しました。そうしましたら地区によって、その日に慰霊祭をするところがあります。そのところはその会場に来ません、首長は、自分たちはそこでやりますというふうにやっておりますので、座間味村が23日のヨットレースに重なっていると。時間的にずらすことも非常に難しいということですので、我々の他の地区がやっているように慶良間海峡という戦渦を最初に受けたところですので、そこで私たちも慰霊の行事をしますということで報道でもあったように、いわゆる花束を海に投下しましていわゆる慰霊の意を表するというで県とも調整の上で出席しませんでした。ですからこれからもそういう慰霊の日に重なるときがあると思いますけれども、これまで重なったときには外して天気が悪くなったり、大潮に遭ったりがありましたのでそれはもうやめるということで、これからは慰霊の日に合うときには、その慰霊の日にふさわしい我々も行動をしようということで今、県にも話はしているところでございます。そういうことで誤解を招いたことはひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今は非常にテレビとかそういうメディアが非常に発達していますので、やっぱり同じ時間帯に一方はヨットのスタートしているのが映る。一方は慰霊の日のあれで座間味村長だけ入っていないというそういう見方をする人もいるわけですね。だからそういうときにはやっぱり気をつけていただかないといかないと。あとは代理を向こうに参列させるか、逆にスタートを副大会委員長みたいな人にさせると。そういうものをやっぱり気をつけていただかないと。今非常にメディアもそういうところを突っ込んできたりするし、見る人もものすごくシビアになっていますので、その辺は気をつけていただきたいと考えております。あとそのイベントについてなんですけど、何か村民運動会のような開催がされないとか、するんだとか、何かやる、やらないで何か阿嘉地区ではどうなっているんだということをよく聞かれるんですけど、村としてはどのように考えているんですか。それをちょっとお聞かせください。

○ 議長（金城英雄）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

お答えいたします。村民運動会については、御存じのように当初から予算の計上がされていません。ただだからといって開催をしないということではなくて、今後どのようにもっていったらいいかということがありまして、区長会あたりで何度かやったほうがいいのか、2年おきぐらいにしたらいいのかとかいうふうな開催の仕方をいろいろ検討しているところです。ただ今年は、時期的には10月の末にいつも開催をしておりますので早急に開催の是非は決めないといけないと思っておりますが、今のところまだ未定の状況です。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

予算が計上されていないということではありますが、運動会は実際に入り用な予算というのはどのぐらいが最低必要なのか、ちょっと教えていただけませんか。

○ 議長（金城英雄）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

お答えいたします。昨年の決算の数字を見ますと村の予算が約80万円程度かかっております。それから寄附金をいただいたりということで総額で100万円程度の予算になります。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

この予算の執行をするときに何が一番多くかかっているのか。それが逆に絶対必要なものであるのかどうか、その辺ちょっとお答えいただけますか。

○ 議長（金城英雄）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

お答えいたします。御存じのように座間味村の村民運動会は、ほかの市町村にはないお昼休みに景品の抽選会というのを長年やっております、やはりその経費はかなりの金額になるかと思えます。あとテントのリースとか、あと運動場の整備などの賃金というところがその次にかかっている経費かと思えます。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

確かに景品も豪華な景品が、当たる人はたくさん当たっていますね。私なんかは去年、ちょっと初めていいものが当たりましたので、うれしいかなと思ったんですが…。やっぱり今聞きますと、そういう景品というのはやっぱり楽しみではありますけれども、阿嘉区の人たちに聞いても別にそれはなくてもいいと。ただ一堂にみんなが集まるという、村民が一堂に集まるのはこの機会以外にないんだと。だから別に景品がなくてもいいよと。でも開催してほしいという希望があるんですね。テントのリースとおっしゃいましたが、この際学校にお願いして、学校のものを借りてやってはどうかと。グラウンド整備に関してもみんなでボランティアでやるしかないんじゃないかと思うんですが、そうすればそんなに金がかかる行事でもないとは私は考えるんですがいかがでしょうか。

○ 議長（金城英雄）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

私は予算を組むときから、開催はできるように努力しなさいとずっと言い続けてきております。けれどもこの9月20日現在、やるということはまだ決定されておられません。非常に変な私の言い方ですけども、ただ今も答弁に立ちながら、いいね、私の考え方は。私は開催する考え方を持っております。ですからこれから庁議にも諮ってやはり皆さんの意向も組み入れるような形をひとつとっていきたいなど。まだ聞いてはいないと、私は職員には言うておりますというふうに御理解いただけますでしょうか。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

早く区長会等で決めて、どうするか報告をいただきたいと考えております。この質問に関してはこれで終

わかります。

次、2の施設運営について。これは前定例会のほうでもお聞きしているんですが、この進捗状況といいですか、それからどのように運営をしているかということ、報告の形式でちょっとしていただきたいと考えております。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

施設の運営の中におけるごみ焼却の日程についてお答えいたします。御質問のありますごみ焼却の日程については、8月下旬の操業に向け7月より点検整備作業に着手しておりましたが、地元作業員の確保がおくれたため作業開始ができております。今月下旬に予定している冷却装置の取り付けを終え次第、火入れを行い焼却作業を開始する工程で準備をしております。ちなみに10月1日をめどにしております。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

大分ごみもヤードいっぱいになっていると思うんですね。またそれが溢れて非常に衛生的に悪いと、また書かれないようにしてくださいね。そうしないともうこれまでどんどん改善しようとしてもバックしているような気がするものですから、新聞には、テレビには今からは悪い形では載らないようにしてくださいね。あと阿嘉からごみをこちらのほうに搬送して、またこっちがペットボトルと缶等を搬送しているみたいなんです。阿嘉のヤードも何か風雨にさらされて、かなりきつい状況なんです。向こうをもうちょっと改善する考えはないかどうか。その辺をちょっとお聞かせください。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

御質問のあります阿嘉のクリーンセンターのヤードの件ですけれども、質問のあるとおりにかなり座間味から持って行きますリサイクル関係の缶、ペットボトル等ほとんど余裕がない状況です。現場のほうからも大変スペースがなくて非常に厳しいということを再三要望がありますので、座間味から阿嘉に持って行くリサイクルの中で座間味で処理ができないかどうかということで、熔融炉のそばのほうにごみのヤードを整備したんですけれど今その中で紙類等、それとペットボトル、缶等これについて座間味は座間味で独自で処理ができないか今検討しております。ペットボトルについてはフレコンで運ぶ場合という方法をこれまでとっていたんですけれども、本島の搬送業者のほうにいろいろと意見を聞いたところ、パッカー車でペットボトルを運ぶこともできるというふうなことでいろんな搬送体制についていろいろと相談もしているところです。阿嘉島のごみにつきましては座間味に随時運ぶという方法、これはもうどうしても必要最小限今後もずっと継続をしていくこととなりますけれども、毎日フェリーで運べるというものでもなくて、台風で船がとまった場合には何日かたまります。そうなりますとやっぱり積んで置くというような状況が続きます。ここ最近と、それと8月はかなり船がとまりましたので、そういうときにかなりたまってしまいます。これについてはもう随時運んでいくしか方法がないかなと思っておりますけど、とにかくリサイクルができる分については座間味で処理をするという方法を今、試験的にそういう作業を試みておりますので、それとあとは今回の補正予算で提案をしておりますけれども阿嘉のほうもヤードをつくって、これまで作業員がほとんど雨に濡れながら作業をしておりますので、そういう現場の環境の改善、それと紙のリサイクル等、ほかのリサイクルも含めてそういう整備をして、阿嘉のヤードの改善を図っていきたくて考えております。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ありがとうございます。①溶融炉の運営についてはこれで質問を終わります。あと②と④が大体同じ場所にあつて、前の議会でも同時に運営の計画ができないかと。縦割りから同時利用ができないかということで私は質問を申し上げておりましたが、③に関しても観光関係を計画的なもので運営できないかということで話をしておりましたが、その後、担当課長等がかわつたりとかあつたものですから、引き継ぎがきれいにできているかどうか。それと計画がうまく稼動しているのかどうか、その辺を聞きたいと思います。艇庫は満杯になっているという話を最近聞いたことがあるんですが、これを逆に児童交流センター等の使い方をやってくれということで話してありましたので、教育課長のほうから一緒になってその教育の一環としてそれが使われているかどうか。その辺の報告をしていただきたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

ただいまの金城善昇議員の質問、艇庫と交流施設の活用。同時に活用できないということの質問にお答えします。艇庫ヨットは小さなヨットも含めてあるんですけど、夏の期間、ヨットのスクールを活用しながら交流センターも活用しておりました。以上です。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは予算編成したときの状況は要するにあれから改善してくれということで私ども申し上げたんですが、人数とかそういうのがふえているのかどうか。その辺を、またどのようにしてそれを活用するために動いたのかということで、その辺をちょっとお聞かせいただけますか。

○ 議長（金城英雄）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

金城議員の質問。9月15日現在、利用者数は641名。ちなみに昨年度、平成18年度の1年間は765名でございます。活用としましても今後も引き続き、県内外からの月々に活用を努めてまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、9月現在で平成18年度の人数に近い状態だということでありますので、これが年明けまでに倍ぐらいに持っていけるような感じで、ヨット等の運営と一緒にやっていただければ財政もかなりよくなるんじゃないかなと。運営する部分は赤字にならないで済むんじゃないかなと思いますので頑張ってください。あと大浜の体験施設の状況報告をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長（金城英雄）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの御質問、施設の運営。大浜の施設の件なんですけど、9月19日までの利用状況は96人。今後、

利用者の増に向けてこれまでやってきた村のホームページの紹介を継続していきたいと思います。そしてまた関連組織との連携を図りながら、各種団体の交流事業を積極的に取り入れていきたいと考えています。

○ 議長（金城英雄）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今のところ100人に達していないということで、これではちょっとまずいので12月までには300名ぐらいに正式には考えておりますけど、これはやっぱりちょっと場所が離れたところなので、非常に利用するには大変だと思うんです。それなりの努力を産業振興課だけじゃなくて、ほかの船舶課とかほかの総務課とか、イベントも含めた形で皆さんでグループ化して、それを生かしていく方法を庁内で必要でしたら私ども、議員も含めてそういうものやっていたらいろいろな話し合いができると思うんです。はっきり言って単独でこの事業をやろうとしても絶対無理な話なんですよ。横の連携がもっと深まらないとだめなので、その辺をもっと自分たちからアピールしながら活性化していただけたらなど。それから最終的な方向が500名ぐらいになるように、年度末には500名、600名になるような方向ぐらい要するに考えていかないといけないんじゃないかと。これまでとは違う方向にしていくようにお願いしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

10分間休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（金城英雄）

再開します。

金城善昇議員の質問に対して答弁を行います。

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

お答えします。体験滞在交流施設の運営についてなんですが、先ほど金城議員から御提言がありました議員や村の事業所を含めてこの施設の利用を考えたいということですが、これからもホームページでの紹介、そしてまた各事業所と連携を図ってその施設の利用拡大に努めていきたいと考えています。ちなみに4月から9月までの申し込みが482名ありました。先ほどの利用人数96名と申しあげましたのは、確実に宿泊した人数です。4月から6月までのキャンセルが69名、7月から9月までが223名と一応キャンセルが多い。これは台風で島に來れなかったということで一応キャンセルになっています。今後もその利用について各事業所やいろいろな関連組織と連携を図って利用拡大に努めていきたいと思うのでよろしくお願いします。

○ 議長（金城英雄）

次、6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

それでは質問に入ります。6月の継続質問になりますけども、税政課の業務進捗状況について。6月の一般質問以降の業務の進捗状況についてお伺いします。

○ 議長（金城英雄）

大城 晃税政課長。

○ 税政課長（大城 晃）

ただいまの宮里祐司議員の税政課の業務進捗状況についてお答えします。お尋ねのあります6月定例会議以降の税政課の業務進捗状況については、執行計画に基づきおおむね順調に進捗しております。しかし御

存じのとおり、依然として膨大な滞納額を抱えており、その徴収に苦慮しているのが現状です。

○ 議長（金城英雄）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、わかりました。じゃあ次に過年度分と現年度分の村税の滞納状況をお伺いします。

○ 議長（金城英雄）

大城 晃税政課長。

○ 税政課長（大城 晃）

まず滞納状況については、住民税と固定資産税に大きく分けてみます。住民税が滞納ですから3月31日現在の過年度分の滞納額、これは本議会で決算書をお配りしていますけれど、それにも収入未済額となっています267万7,520円、住民税の3月末の滞納額です。それから現年分については、住民税は2期の納付期限が8月末となっております、その8月末の滞納額が262万2,900円でございます。次に固定資産税、これも過年度分3月31日末。同じように本議会でお配りしている決算書に収入未済額となっております311万7,500円、これが過年度分の滞納額です。固定資産税の現年分については、固定資産税の2期の納付期限が7月末となっております。この7月末の納付期限の滞納額が601万7,250円となっております。

○ 議長（金城英雄）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。ありがとうございます。ちょっと関連する質問で住民課長のほうに伺いたいんですが、国保税の徴収率ですね。これは現年分で構いませんので教えていただけますか。

○ 議長（金城英雄）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの宮里議員の質問についてお答えいたします。国保税は7月から納期が始まりまして、来年の1月までの7期の納付期限になっております。この中で今、7月、8月と2期の期限が過ぎましてただいまのところ38.45%の収納率となっております。

○ 議長（金城英雄）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、わかりました。ありがとうございます。それで5月ごろに各家庭に配付されたお知らせの、村税等徴収率のお知らせですね。こういうペーパー紙が配られたんですけども、これの次の予定といいますか。配付予定がいつごろになりますか。

○ 議長（金城英雄）

大城 晃税政課長。

○ 税政課長（大城 晃）

3月末ということで前年度の滞納状況ですが、いわゆる徴収状況をゴールデンウィーク前後にお配りしたものですそれは。それでそのペーパーには、次回は9月にまたお知らせするというふうなことで記載してあります。固定資産税、それから住民税、国保が欄に設けられていると思いますけど、これは今月末にお知らせを予定しています。

○ 議長（金城英雄）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、わかりました。ありがとうございます。次に琉球新報のほうでは6月19日と9月18日、あと沖縄タイムスのほうでは8月19日に掲載されておりまして、この新聞記事なんですけども、滞納者からの徴収を強化するために県が取り組んでいます短期併任制度というのがあると思うんですが、その本村における導入状況についてお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

大城 晃税政課長。

○ 税政課長（大城 晃）

既にマスコミ等で報じられているとおり、今年度から県の税務職員を市町村税務職員として併任採用し、それから個人住民税等の滞納者を対象に最近差し押さえも視野に入れた共同徴収を県は開始しております。当然共同徴収ですから市町村職員も一緒に回ってやっております。ちなみに伊是名村では先月20日から開始することとなりました。本村においては今月の9月1日付で併任辞令を交付しております。そして13日から村に入りまして共同徴収ということで業務に着手しております。一昨日、おととい18日の新聞で伊是名村において1軒の預金差し押さえを実施したと新聞に書いてありました。本村においてもこの制度により、村民の納税意識これはかなり高まっていくものだと、そして徴収効果も上がるものだと期待しております。

○ 議長（金城英雄）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、わかりました。引き続き、自主財源の確保とあと納税者の不公平の是正ですね、これは6月の議会の中でもお話した例の住民会議の中でも、こういうふうな不公平感というのがあるんじゃないかという意見もありましたので、この是正を目指して滞納整理に最大限努力していただくことをお願いして私の質問を終わりたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

次に、8番 宮平秀保議員。

○ 8番（宮平秀保議員）

通告により一般質問を行います。防災の取り組みについて。住民の防災に対する取り組みについて村はどのように考えているのか。津波警報が発令された想定で一度だけ避難訓練を実施したが後が続かないように思える。今回みたいに防災無線での呼びかけだけにするのか。一般住民の参加を呼びかけて災害に対する意識の啓蒙、普及に努めるべきと思うが考えを伺います。また、それぞれの地域に非常時に備えて防災班を組織化させてはどうか伺います。

○ 議長（金城英雄）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

ただいまの宮平秀保議員の御質問にお答えいたします。本村における防災体制は、災害対策基本法によりまして平成10年度に策定された座間味村地域防災計画に基づき防災体制の確立を図っているところであります。今回9月5日に行いました避難訓練については、沖縄県が主催する平成19年度沖縄県総合防災訓練の一環として、主に沖縄地方企業通信訓練を行い非常災害時の通信体制を目的に実施されたものであります。本訓練につきましては、災害弱者のお年寄りや子供たちを対象に避難訓練に参加をしていただきました。

けれども、津波を想定した避難についても一定の啓発ができたものと考えております。ただ御指摘のあります一般住民を対象とした訓練、それぞれの地域における防災体制等については、今後地域の意見を聞きながら実施の時期、方法、組織の体制等について検討していきたいと思っております。

○ 議長（金城英雄）

8番 宮平秀保議員。

○ 8番（宮平秀保議員）

教育長に伺います。3校に呼びかけてこういうような実施訓練をしたというんですけれど、どのような訓練が行われたかちょっとお伺いします。

○ 議長（金城英雄）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

ただいまの質問、3校の訓練状況。直接教育委員会がタッチしていませんけど、総務課のほうで…。教室から体育館への訓練を行っているようでございました。以上です。

○ 議長（金城英雄）

8番 宮平秀保議員。

○ 8番（宮平秀保議員）

あまり把握できていないようですので、実は私先生からきのう直接伺いましたら、避難で山の上まで上がったということを伺っております。ですからやはりこういう防災に対しての意識がまだ非常に薄いように思います。例えば、この質問は何回もさせていただいております。ですけどやはり一向に津波が来ないと。やっぱりかけ声だけで終わっているような気もいたしますので、この間、私も訓練があるということで、実際どうなっているかということですぐ座間味に駆け込んできていろいろと何があるのかというふうにならずとやったんですけど、確認したところただ呼びかけだけだと。そうするとやはり住民は、私はいろいろと聞いたんですけど「いや、俺知らない。ただ放送しているだけだ」ということですので、実際本当に非常時になったときに住民がどう行動するのか。これはやはり日ごろの訓練が必要じゃないかと、そういうふうには非常に考えるところなんです。ですからやはり日ごろからのやっぱり防災月間となったら実施をすべきじゃないかと。それで非常時に備えてのこのマニュアル化というんですかね。長々と話をさせていただきますけど、やはり住民の例えばこのお年寄りの方をどうするのか。実際じゃあだれがどういう形にするのか。これもまだできていないような気がします。例えば高齢者、それから障害者、そういう方々はどう救出するのか。じゃあパニックになったときに何もできない。じゃあ自分だけ山のほうに逃げるのかという形は、全部、すべてが置き去りにされてしまう。そういう非常に懸念がされますので、ぜひそれを早急にシステム化してやはりやっていかないと、これは例えば台風だったら前ぶれでわかるんですけど予報では、ですから地震とか津波というのはいつ、どこでどういう状況で起きるかというのは予測がつかない、今の科学でも解明されていませんので。ですからやはり我々の日ごろからの備え、そういうものが必要じゃないかと非常に思うんです。今、全国に呼びかけているのは、これは都市型ですよ。3日間の備蓄をしないと。例えば水とか食料とか、そういうふうなのを考えますと例えば災害が起きたときにまず、置き去りにされるのはこの離島なんですよ。ここは1週間か10日かもしれない。ですからやっぱりその分の備蓄というんですかね、食料、水そういうものが必要じゃないかと思うんですけれど、その点も含めてお話していただけますか。

○ 議長（金城英雄）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

宮平議員の御指摘は、離島の中で特に高齢者とかを含めたもつときめ細かな防災対策をやるべきではないかということ。さらにまたそれをもとにして実際に住民の皆さんに対して訓練をやるべきではないかという点での御指摘だというふうに考えますけれども、まず今回の避難訓練の対応についてちょっと御説明をさせていただきます。今回の避難訓練に当たっては県のほうとの調整は大体6月ごろからずっと調整を行っておりましたが、その後、8月にちょうど担当職員が出勤できない状況がございましたものですから、かわった職員が対応しておりましたけれども、代理というか、本務を行いながらやっておりましたので、相談の上今回は訓練の考え方をとりあえず吸収をして、訓練についてはできる範囲の対応を行う。そしてその考え方をもとにして、今後その宮平議員がおっしゃるようなきめ細かい対応を考えようということで職員にも指示をして、できる範囲最低限の対応だけで済ませさせていただいたところでもあります。おっしゃるとおりやるのであれば一般の住民全員、できるだけ多くの方に参加を呼びかけてやらないといけないと思いますし、また御指摘のとおり特に弱者でいらっしゃる高齢者。本村でも20%の高齢化率を超えておりますので、そういう高齢者の方の避難をどうするかということの、まさしくおっしゃったシステム的な対応を考えるべきだというふうに思います。先ほど申し上げました今回の避難訓練の、特に今回久米島がメインとなってやっておりましたので向こうでのシナリオ等も取り寄せまして、この場合の対応を考えたいと思います。またきめ細かさという点では、本村の場合は座間味島、阿嘉島、慶留間島という3つの島がございます。その中で座間味には役場がございますので、例えば日中であれば職員も多数おりますけれども、阿嘉、慶留間でおると職員がいない。本来住民に対応すべき職員がいない。また例えば港等が壊れていたら阿嘉から職員が来れない、逆に座間味から阿嘉に戻れないというケースも出てくる可能性もありますので、こういうふうに平日、土日とかいろんな事態を踏まえてやはりマニュアルをつくっていくということは御指摘のとおり非常に大切だと思います。これについては今度職員もかわりますので、早々に勉強させて検討課題とさせていただきたいと思います。また今回の訓練の想定自体が、本島西方久米島近海でマグニチュード7. 幾つかかという巨大な地震だということがございました。冗談ではなくて考えないといけないのは、そんな地震が来たときに真っ先に壊れる棟は役場の建物ではないかということも我々話をしました。ではじゃあ今後役場の現在の建物を今後どのようにしてやっていくのか、そういう場合はどうするのか。またもう一つ大切なのは避難場所として我々は学校を想定しておりますけれども、学校の耐震度調査また今後の改築とかも考えなければいけない。今回、起債のいろいろ償還計画も考えておりますけれども、その中に特に学校債だけはかつかつの償還計画から外してそういう耐震対策を含めて避難カ所としての整備も含めて考えたいということを内部では相談しているところです。長々と御説明いたしましたけれども、今本当に御指摘がありましたように総合的に住民の皆さんの安全を守る対策は今後検討させていただきたいと思っております。

○ 議長（金城英雄）

8番 宮平秀保議員。

○ 8番（宮平秀保議員）

今調整監がおっしゃったように、まず管理棟です。ここが例えば久米島近海ということで、どこで地震が発生するかわからない。あるいは津波が、近くであれば数十分、あるいは数分で来るかもしれない。そういうのを想定して考えましたら、やはりこの管理棟の例えば地震だったらまずこの機能は停止するであろう。そのときのその情報というのは、伝達がまず村民に伝わらない。ですからこの管理棟もすべて安全のところ、どこかに移してやはりそういう防災に備えるこういうことも必要じゃないかと思えます。それから今、食料の備蓄なんですけれどもやはりそれも今缶詰の乾パンとかそういうものの長期の賞味期限の長いやつものあると思うんです。そういうのも含めてやはり、例えばじゃあ余ったらどうするかと、これは確かに予算化しないといけないと思えますけど、やはりそういうものも終われば例えば賞味期限が切れる前にイベント

等に使ってまた新しいものを購入すると。そういう考えも含めて考えていっていただきたいと思います。

それから最後に取り上げましたが、その防災班というんですかね。そういう災害に備えての今はじゃあ例えば先ほど調整監がおっしゃったように、阿嘉地区とそういうふうに担当が例えば昼起きたときに役場の職員が全部出勤している。じゃあ後は向こうはだれがどうするのかというのを、そういうことを考えたらやっぱり住民は組織化して各地域に何かあったときには、どういう行動を起こすかということを中心にそれをやっていただかないと、すべてが役場がやるんだといったときにはやはり大変なことになりますので、それも含めて早急に組織化をして検討していただければと、そういうふうに思います。村長、一言。私の質問はこれで終わりますけど、村長の御答弁をいただきたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

この防災というのは非常に大事なことです。特にいわゆる生命を守るための食料の備蓄というのは、これは単独の自治体ですぐやれるということでは私はないと思っておりますので、いわゆる国家的なひとつ施策のもとにやるべきことだと考えている一つではあります。御提言のあったように、我々ができることは今から先ほど調整監から説明したように、できることは逐次やっていくと。そういう大きないわゆる食料備蓄とかというような大きなことについては、いわゆる国家的な考え方のまとめをしていくというふうなことは非常に大事だと思っておりますので、この御提言を確実に実行していけるように。ことを私は今後やっていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○ 議長（金城英雄）

次、2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

質問いたします。座間味村の墓地公園についてであります。本村には5地区において墓地公園の整備事業を行っていると思っておりますが、現状はどうなっているのかお伺いいたします。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

墓地公園についての質問にお答えいたします。御質問のあります墓地公園の整備については、既に4地区の整備を終えております。座間味地区においては港湾残地を利用して整備することとしておりますが、隣接する地主、8軒のうち1人の境界立会いが得られず作業が滞っています。引き続き地主との交渉を続けてまいります。

○ 議長（金城英雄）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

計画的にはいつまでで事業が終わるという計画のもとでやっていたんでしょうか。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

計画は平成17年度内ということで、基本設計、測量等はもう既に平成17年度で完了しております。ただ用地が港湾残地ということで、いわゆるゼロ番地になっておりまして埋め立てで生じた土地です。これにつきましては国と県の土地ですので、隣接地主の同意を得た後また次の用地交渉ということになります。

○ 議長（金城英雄）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

平成17年度には終わっていないといけない事業ではあるんですが、いろいろ土地問題は難しい面があると思うんですが、早急に着手して早目に整備事業を終わってもらいたいと思うんですが、今課長のほうから4地区の整備事業が終わったと言いましたが、私ども慶留間地区では確かに工事が終わってもう何もありませんが、完了したということ聞いていないんです。こっちの分譲をいつやるかという問い合わせも来るんですけど、多分公募があるはずだから村から公募があるまで待ってくれというんですが、現状を見に行くともう草ぼうぼうで前の大雨でいわゆる土砂の自然の川ができて、あれはまた金をかけないとこれは分譲しても買う人はいないですよ。聞いたら阿佐地区も同じような現状だと聞いています。これは余計に金をかけるとたださえ財政がないのに、余計なむだ金を使うことになります。やっぱり墓を確かにいわゆる年々で、つくっていい年、悪い年というのがありますので、土地さえあれば土地を抑えていくという、土地さえあればいつでも建てられるということがありますので、やっぱり急いでいる方もいると思うんですよ。これはもう早急に慶留間、阿佐地区、またこれもちょうと整地して早目に公募して分譲するように、早急をお願いしたいんですが。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

慶留間、阿佐地区につきましては役場のほうに墓地についての問い合わせは阿佐の1件で、慶留間から1件もありません。整備につきまして申し込み等そういうものを含みましての問い合わせは、環境衛生課ということで村の広報のほうにも掲載をしております。慶留間地区につきましては一応造成はしております。いわゆる整地もやったんですが、途中で遊歩道があってこれはもともと地籍上はないんですけれども、展望台の事業で遊歩道が自然的にできております。それを閉鎖することができないものですから、その部分上のほうからいわゆる降雨時による水が流れまして一部流出をしている箇所がありますけれども、そんなに大きな面積ではありませんのでその流出箇所以外は、整地は土盤材まで全部敷いてあります。草につきましてはこれは除草したりとかそういう経費は課のほうでやっていきたいと。ただ土地が慶留間地区の場合は、字の土地を今墓地公園になっていますけれども、字の土地では墓地公園の経営許可ということでちょっと保留になっておりまして、これはほかの隣村でも同じような状況で、ほかの隣村を先に整備をしてこの字有地の申請の件で滞ってございましたけれども、それもクリアできたということで先々月の会議のほうで担当課長から聞いておりますので、そういう字有地の整理につきましては早目にやっていきたいと。阿佐のほうにおきましては造成はもう既に済んでおります。現場をごらんになってわかると思いますけど、しばらくそのままの状態にしてあるので、もちろん草等は生えておりますけれども、これにつきましては草刈りは主幹課で実施していきたいと考えております。個人有地を取得しまして分筆等そういう作業が残ってございましたけれども、分筆等は全部委託をして今整理ができております。これにつきましても周辺地主の同意、それと分筆登記ということでそこまで終えておりますので、あと経営許可ということでいずれにしても両方、経営許可を1回出したんですけれどもちょっと書類不備等で1回返戻されておりますので、早急に整理をしていきたいというふうに考えております。

○ 議長（金城英雄）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

これは広報で出したということなのですが。張り紙等々での広報という、公にやったんでしょうか。これは完了したこと自体、地元ではわからないし、さっき課長から阿佐地区から1件、慶留間はなかったということで、わからないから行かないんで、私は個人的には議員の中で聞きに来るんですけどやっぱり公募がないと役場にも行けないし、やっぱりちゃんとした手続きを踏んで、聞いた話、阿嘉地区でも公募はなかったんじゃないかなと、だけどお墓は建っていると。どうなっているんだという話も聞いていますが、その辺どうでしょうか。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

広報をまず見たらわかると思うんですが、その中で墓地についての問い合わせということで掲載しております。それと墓地をつくっているということをお知らせすることはまず住民にはないと思います。これはつくる時にどこどこに計画をして、大体何基ぐらいやるということで事前に相談もしておりますので、阿嘉につきましては直接村には連絡が今まであったのは、3件保留にしている方がおります。これにつきましては整備後に、いわゆる土地の所有権の件でちょっと異議申し立てがありまして、それで今保留にしておりますけれども、この問題を片づけてから、後々の問い合わせがあった3件については相談しましょうということにして、この3件につきましては村の説明に対して了解というようなこととなります。それと今言ったように問い合わせをしないで、わからないとかという話は私はないと思います。それは墓地をつくる必要があったらまず村に相談すべきだと思いますけれども、村にも相談もしないで何もなしということとはちょっと逆に村のほうとしては非常に不思議に思っております。墓地ができたということは、住民集会とかそういうときに全部説明はしていますよ。墓地の整備を全く住民が何も知らないということとはまずあり得ないというふうに判断をしております。

○ 議長（金城英雄）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

いつごろまでには完了しますよというふうな話をしましたら、できましたからということでやっぱり広報紙だけじゃないんですよやっぱり区長にお願いして、張り紙等々を張らないとですね、やっぱり分譲というのはいわゆる土地分譲でもいいんですが、やっぱり幾つかある中で、またこっちがいいんだというのが複数重なったりして、これはくじ引きしないとかないし、これは来た順にですね。順番どおりでいいところを持って行くというのはやっぱりこれは不公平だし、やっぱり広報紙だけではちょっと物足りないと思うんです。やっぱり張り紙等々をやったほうが一番いいんじゃないかなと思うんですが。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

現在阿嘉に数基建っておりますけれども、これにつきましては事前に申請書が出ていたようです。そういうことで受け付け順に区画どおりやっていったということで、先着順ということですか。そういうことで今、3基ですかね。現実的には3基、墓が建っておりますけれども、場所につきましては申請順に受け付けていくしか建てられないというようなことで、逆にこれをばらしてしまった場合には逆に区画を置く根拠というのが逆にできなくなってしまうのではないかなというふうなことで、一応区画どおり1、2、3、4という順序で、そういう形で今の3基については建てております。需用がある方はもちろん役場に申請書、必要書類を全部整えてやっておりますので、周知がちょっと足りなかったのかなということについては今後改善を

やっていますけれども、整備計画以前、それと等については十分周知されているということで判断をしておりましたけれども、今阿嘉についての説明ですが、阿嘉につきましては有地問題がまだ残っておりますのでこの件については、昭和三十二、三年ぐらいの事例でありましてなかなか現実的には解決が非常にしづらい状況になっております。そういうことでこの問題をどう解決するかですね、それまでは次の建設等についてはしばらくの間は保留にしていきたいというふうに考えております。

○ 議長（金城英雄）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

わかりました。やっぱり売って早目にお金にして、村に収入が入るようにですね。やっぱりわからない人が大分いると思うんです。広報紙だけじゃなくてやっぱり張り紙をしたらいいと思います。いろいろ土地問題もあるでしょうが、頑張ってもらいたいと思います。

次、阿嘉港駐車場と放置車両についてお答えください。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

阿嘉港駐車場の放置車両についてお答えいたします。御質問のあります放置自動車については、阿嘉港だけでなく座間味港についても取り扱いに苦慮しております。廃自動車は、自動車リサイクル法に基づき所有者が手続きをして本島へ搬送する仕組みとなっており、これまで村の広報の中で周知を図っておりますが後を絶たない状況です。また所有者に通知をしても一向に改善がされていないのが現状です。今後は村が放置車両を撤去し、かかった処理費用等について所有者に請求する強制執行措置をとることも検討していきます。

○ 議長（金城英雄）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

現在ある放置車両は所有者の確認は全部できているのでしょうか。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

これは阿嘉港の質問なんですけれども、座間味港のほうを平成19年度は集中的に取り組んでおります。放置車両が50台を超えておりました。これだけの台数ですから、ほとんど今片づけつつあるんですけれども、4カ月ぐらいかかっています。所有者等について番号等、それと車両等で割り出しております。

今度は阿嘉地区のほう、大体どの辺に何台ぐらいあるということまでは把握をしておりますけれども、これから所有者等を調査して座間味島で整理したような形で、阿嘉、慶留間地区の放置自動車の片づけをやりたいと考えております。

○ 議長（金城英雄）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

これは私同じ質問を前も言ってもう2回目なんですよ。あまり改善が見られないと。前の質問ではいわゆるヤードをつくって、あまり人の目立たないところでちゃんとした管理のもとにある程度たまった状態で一斉に処理するという担当課長は当時言っていたんですが、ああいう方向ではもういかないわけですね。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

前にはそういう答弁をしましたがけれども、車を置いている場所が村の所有地ではありません。ほとんど港湾、ちょうど漁港区域に置いてありまして、そういった自動車のリサイクル法。これはもう平成17年10月ですか、かなり以前から施行されているんですけども、これにつきましてもこれまで何回か広報等で周知を図ってきましたけれども、施行されてから現在まで自動車リサイクルで片づけた車はたったの9台です。先ほどもおっしゃいましたけれども、年間で約50台から80台ぐらいの廃車が出てきます。これを片づけるにはかなりの費用とそれと時間がかかります。そういうことで今後は、リサイクルをするということを強調してまいりますけれども、それが徹底できないようでしたら強制執行ということを実際に取組んでいかないといけないと思います。

○ 議長（金城英雄）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

公の場でありますので、いわゆる強制執行と言いましたけど、不法投棄として警察とかに介入をお願いすることはできないのでしょうか。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

警察への通報ということでの確かに処理の仕方もあるかと思いますが、いずれにしても本島に車を運ばないといけませんので、警察という措置ではなくて村内で村が指導して処理する方向が望ましいというふうに考えております。

○ 議長（金城英雄）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

これは徹底的にやるように頑張ってください。これはいわゆる観光立村とうたっている我が島でありますからやっぱり観光の、お客さんのたくさん出入りするところ、海はきれいだけど陸が汚いというふうな感じですね。関連してですが港をいわゆる歩道の上に船舶用の大きいタイヤがバンギごと、三つ、四つ歩道を邪魔しているんですけど、船舶課長どうにか片づけられないですか。

○ 議長（金城英雄）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

ただいまの御質問にお答えしますが、西浜の現場について申しわけありません、まだ私確認しておりませんので、早急に確認してその片づけ等を行いたいと思います。申しわけありません。そこはすぐにでも現場を調査して片づけ等をしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

お願いですけど、やっぱり港にいわゆるフェリー等々のバンギとかの散乱状態も多いので、やっぱり週1か2週1ぐらいで1台のフォークリフトと、職員を阿嘉島が先行ですからやっぱりおろしてああいうバンギ

の整備とかやってやらないと港の中が放置車両もあるんですが、やっぱり港がきれいだと観光客もおりた瞬間にいい島だなと思いますので、港の周辺をきれいにしてもらいたいと思いますので私の質問を以上で終わります。

○ 議長（金城英雄）

これで午前の部を終わります。午後は1時半から再開いたします。
暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（金城英雄）

午前に引き続き一般質問を行います。1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

質問事項1、請負代金等請求事件について。東京地方裁判所において、平成19年8月22日に言い渡された裁判に対して、村は不服があるので東京地方裁判所に対し公訴の提起、強制執行停止決定申立書の提起について議会は臨時会を開会し、その議案を議決した。村長は議会でも説明をなさいましたけれども、改めて次の点について伺います。1から8までありますけれども、一応1と2は関連すると思いますので、1、2を読み上げまして一問一答方式でよろしくをお願いします。村が第一回口頭弁論期日に出頭しなかった理由。2番目に、欠席したことについて、原告（株式会社、還元溶融）の主張を認めていたのではないかということなんですけれども、これについて一応説明を求めます。

○ 議長（金城英雄）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

宮里順之議員の御質問にお答えいたします。御指摘の件につきましてまず第1問目なんですけれども、東京地裁からの訴状等が届いていることに気づかないまま、第1回口頭弁論には出頭しておりません。この訴状等の郵便が届きましたのが昨年11月27日でございますけれども、その当時、担当課長が出張のため不在であったことから、机の上に置いたまま他の書類と紛れてしまいまして、同年12月18日に開かれた第一回口頭弁論に東京地裁のほうから電話があったことによりまして、訴状に気づいた次第であります。その後、再開を申し出ましてその後5回の口頭弁論が行われまして、今回8月22日の判決というふうになっております。現在同じような事務的なミスが生じないように指導を徹底しているところであります。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

総務課長、勉強会じゃなくて勉強のつもりで聞いてくださいね。これには本村の文書事務取扱規程がございますよね。そして調べますと、第3条いいですか。うるさいと思わないで勉強のつもりでやってください。文書事務取扱の原則第3条、文書事務の取扱いは正確、迅速、丁寧に行い、事務能率の向上に努めなければならないと。（課長の責務）第4条にありますよ。課の長は、常にその課における文書事務の取扱いが、文書事務取扱の原則に従って行われているか。努めなければならないということですね。それから文書取扱いの責任区分、第5条。文書取扱いの責任区分は、特別な定めがある場合は除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。（1）受領、受付、交付、発送、保存及び廃棄、これは総務課ですね。（2）起案、合議、決裁、浄書、照合、整理、保管及び引き継ぎ、これは主務課と条例にあります。そして第29条の文書の審査ですけど、村長、1番から8番までありますけどその中の（5）の中に、行政上及び民事上の訴訟に関する事業

云々とあります。そこで申し上げますと、文書取扱いの原則については先にも私は述べましたが、文書は正確、迅速にすること。特に文書の起案、会議、合議、事後の措置などの連絡を密に行い、後になって問題が起こらないよう注意しなければならないとあります。結果、大きな問題が起こっておりますね。文書が他の決裁不用文書と混在し、机の上に置いたままになっていたために口頭弁論期日に処理されなかったことによるものであるとの理由ですが、この重要文書は内容証明郵便、あるいは郵便局から配達、証明として受け付けられたと思いますけれども、当時の総務課長はどなたかわかりませんが伺います。この文書は郵便局から内容証明郵便として、あるいはまた配達証明のあれが届いているんですよ。これはどなたが受けたんですかということです。民事上の問題ですよこれは。

○ 議長（金城英雄）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

お答えいたします。この郵便物の受け取りについて確認をしましたが、現在は改善しておりますが、その当時は郵便の書留のみを、要するに受領印を受付か渡した職員から受領印をもらうという形をとっていたようでして、そのときの裁判所からの郵便は書留ではなくて配達記録という形で来たものですから、だれが受領したという形のもの残ってはいないです。

○ 議長（金城英雄）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

これは聞かんといけないです。これは裁判所から来た文書ですよ。これをだれが受けたか記録にないんですか。こういうことがあるんですか。これは後で聞きますよじゃあ。おかしい話じゃないの。

○ 議長（金城英雄）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

先ほど申し上げたとおり、だれが受領をしたという受領印のある郵便物としては取扱っていなかったようです。

○ 議長（金城英雄）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

全くお粗末ですね。総務課長、今後そういうのはもうだめですよ。書いていますけど、国または地方公共団体の意思表示はすべて文書で行われていることは周知のとおりであるんですよ。今回の請負代金請求事件については、3,065万6,037円の強制執行の判決ですよ。そのことがそういった職員の文書取扱いがいかにか職務怠慢にルーズであったということに対して、こういったことが出るといことは大変なことですよ。これはルーズじゃないですか、怠慢じゃないですか。調整監、何かあったらコメントしてください。私は当時の課長はだれかわからないけど、この人は立ってコメントしてください。

○ 議長（金城英雄）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

御指摘のとおり文書管理規程に基づいた適正な措置になっていないということは御指摘のとおりであります。昨今のいろいろな予算の逼迫であるとか、合理化の中で職員の数がどんどん減っていく。その中で職員に対して基礎的な事務処理のやり方みたいなものを十分に我々が継承してこなかった、指導してこなかった

ということは役場全体の責任としてまず受けとめた上で、その上で個々の職員のやるべきことももう一度振り返ってみるべき時期であろうというふうに考えております。

○ 議長（金城英雄）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

今とてもいい傾向があるんですよ。本島で研修生ですか、職員が行ったりしてやっているみたいですが、内部研修というのを少し強化してもらいたい。特にこの文書、基本的なもの。なっていないですよ。私も総務課長あたりで私は一生懸命やったつもりなんです。だから余計に感じるんですよ。だから私があえて言うのは、追求じゃなくして当時の課長、大城 晃じゃない。コメントしてください何かあったら。コメントできなければいいんですけどね。コメントをいただきたいと思っています。

○ 議長（金城英雄）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

この件につきましては、その後というのか常に、その後でもなくて常に今宮里議員がおっしゃるように、文書規程に基づいて処理して、要するに役場というのは文書で始まって文書で終わると言われるぐらい、この文書の管理というのは非常に大切なことです。今、課長の個人名を上げなさいということですが、これは上げて差支えありませんが、怠慢ではなくて私としてはこういうふうに、この間もコメントの中で申し上げたきょうも1、2で一緒になると思うんですけども、欠席したことによってすべてが決着したんじゃないかというふうな御指摘もあるようですけれども、そういう中でこのことについて文書事務の取り扱いについてはおっしゃるようにこの規程を本当に遵守するということが非常に大切で、そういうふうに行っているんですけども、たまたま先ほど申し述べたように雑文書の中に紛れ込んでしまっただけで、それが現状でございますので、そういうことが起こらないように気をつけるということでございます。それで先ほど政策調整監からも答えましたとおり、やはり我々は内部での研修、職員の要するにやる研修というものを徹底して必要があると思っております。しかし今回の場合はどういう研修があっても、事故というんでしょうか。そういうふうに私としてはとらえておまして、それからちょっと先にいってしまいますけれども、公訴といったのも第1回の弁論に欠席をしたと。それでそれに気づいたときに、もしそれが第1回の弁論でもう結審になっていけばその時点で、その事務取扱についてもいろいろと責任問題等々を整理すべきですけども、皆さんにもお願いしてこの間公訴したとおり、それから5回弁論が行われていまして、その後の結審になっておりますのでその中にもまだ決しておりませんから、今度公訴をしてそれが確実に結審が出てきたときに今の事務取扱問題も含めて整理をしていきたいというふうに考えております。

○ 議長（金城英雄）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

とにかく私はちょっと職員が緩んでいると思いますよ、たるんでいると思いますよ。だからもう少し気合いを入れて、調整監もいらしておりますから、県からわざわざメンソーチョークトゥ調整監、ひとつ活力を入れてやってください。事務的なものも、ぜひお願いします。

それから3番目、判決による2004年（平成16年度）のごみの処理は、一般廃棄物を対象とし、建築廃材などの産業廃棄物は仮置きして熔融処理する契約を締結とあるが、その契約書を提出してくださいということなんだけど、おとといこれは担当課長から、那覇から私のほうにコピーで3枚来ておまして、担当課長、この契約書3枚に対して、第1号、第2号、第3号とありますけれども、これは恐らくもう金は

払ったという話なんですけど、これについて担当課長説明してください。1、2、3の契約書について。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長

○ 環境衛生課長（金城英隆）

契約書の質問についてお答えします。契約書は各年度ごとに契約期間を設定しまして、項第1号章の1というのがありますけども、これが平成15年12月1日、これは溶融炉ができて最初の操業のときの契約書です。契約期間が平成15年12月1日から平成16年3月31日の4カ月間、金額が490万3,500円ということになっております。これの特記事項としまして作業内容のことなんですけれども、本契約は一般ごみを対象とする廃自動車、廃家電、建築廃材、土砂、廃野菜、台風廃棄物等の産業廃棄物はそれだけをまとめて仮置きし、溶融処理するときは別途協議するという特記事項がついております。もう1件の契約書ですけど、項第1号章の2という契約書ですけども、これは契約期間が平成16年4月1日から平成17年3月31日までのいわゆる平成16年度の契約書です。平成16年4月1日に締結するというので、請負金額が1,333万1,307円と。これの特記事項なんですけれども、本契約は一般ごみを対象とする。廃家電、建築廃材、土砂、廃野菜、台風廃棄物等の産業廃棄物はそれだけをまとめて仮置きし、原則として溶融処理するというので、この中からは前回の平成15年度の特記事項と比較して抜けているのは、廃自動車が平成16年度の場合は入っていません。続きまして、項第1号章の3の契約書です。これは契約期間が平成17年4月1日から平成18年3月31日。請負代金が1,480万円。特記事項ですけども、本契約は一般ごみを対象とする。焼却灰、廃自動車、廃家電、建築廃材、土砂、廃野菜、台風廃棄物等の産業廃棄物はそれだけを別にまとめて仮置きし、溶融処理するときは別途協議するというのでこの特記事項の中での変更、追加文があります。これまで平成15年、平成16年になかった焼却灰。それと平成15年にはありましたが平成16年度になかった廃自動車ということで、焼却灰と廃自動車が平成17年の中には入ってきております。平成15年、16年につきましてはその契約期間でごみの焼却を行っていますけども、3枚目の平成17年の契約におきましては10月の途中からは作業で報告なしに帰ったということで、これにつきましては全員協議会で説明したとおり、10月の途中からは作業しております。以上です。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

この契約書は全部、今の金額は支払い済みですか。あなたは私にそういうことを言っていましたよ。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長

○ 環境衛生課長（金城英隆）

作業の請負契約書、先ほど説明した契約書に関する支払いに関しましては、平成17年10月操業。これは途中で報告なしに作業員、それと現場の管理者が帰っております。港のほうでそういう帰るような話を聞いていたものですから、現場管理の方に帰る理由と途中で引き上げた理由をちゃんと説明するようにと言ったんですけども、こちらのお話を聞かなくて無言でそのまま帰っております。そういうことがあったものですから平成17年10月操業分、一応請求額としては246万6,667円なんですけど、この件については途中放棄していますので支払いしていません。その後は操業はないということです。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

次に進みましょうね。4番目に、廃タイヤ150トンを溶融処理したと。原告は村の要請に基づいて行ったと。廃タイヤの処理費用を追加分として別途支払いを求めたが、村は焼却燃料として使用しただけだとし、増加費用には当たらないと反論していることについて伺います。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまの質問。村は焼却燃料として使用しただけとして増加費用に当たらないと反論していることについて。御質問のありますタイヤの処理費用については、タイヤだけの焼却処理は行ったことがなく、タイヤチップいわゆるタイヤをカットしたものを代替燃料として使用できることを実証するために、一般ごみと混ぜて焼却したものであり、タイヤ処理費の追加分は発生しないと考えます。またタイヤチップの搬入量についても数量に相違がありますので、これらのことを控訴審で主張してまいります。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

随分だから判決文を見ると、村との会議がありましてもう本当にとんでもないような感じになっておりますけれども、これ私は信憑性がないと思います向こうは。だからそういったことを、結局そういったおくれるためにそういうことになっておりますので、これは徹底的にして村は公訴をして頑張ってもらいたいと思います。

それから5番目、判決は、処理した廃タイヤはスチールコードが入ったまま10センチ以上角に切断されていただけで、補助燃料ではなく、産業廃棄物として処理されたと認定。その処理されたと認定ということが私よく意味がわかりません。だからそれをどう皆さんは解釈していますか。その前に御注目願います。向こうから私は最近来んですが、これは燃料ですか、それとも廃タイヤですか。これが3、4トンあります今現在、置き場に。これは燃料ですか。その中にまたこういうのがあるんです。切られて。3分の1はこれですね。それから3分の2はこういう感じですね、スチールが入っています。約3トンか4トンぐらいありますね。処理したと認定されたことに対して担当課長、よく意味がわからないけどどのように処理したと認定したのか、原告と役場との争点というのが出ていますよね。それを教えてください。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまの質問要旨、タイヤは10センチ角に切断されていただけで、補助燃料ではなく産業廃棄物として処理されたと認定ということについて。御質問については、タイヤ焼却を有償で行った場合にはいわゆる処理費用を村がもらうということですね、有償というのは、産業廃棄物として処理されたこととなります。村が代替燃料の試験のため使用したタイヤチップは、処理費用を収受したことはなく廃棄物処理法上の産業廃棄物処理には当たらないことは、公的機関にも照会済みであります。今回、第一審においては1センチ程度のものを燃料とすると認定されましたが、実際にはさらに大きなタイヤチップを燃料とする事例も多いことから、この点も控訴審で訴えたいと考えております。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

ただいま現物を見せましたけども、これは対象外ですかねそれとも、ただ置いていただけかな。どうで

すか。

○ 議長（金城英雄）

しばらく休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（金城英雄）

再開いたします。

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

6 番目に一般ごみの処理費用とは別に、村が原告にいわゆる溶融炉に支払うべき契約が結ばれていたと判断したと向こうがそう言っていますよね、村長。これはどういうことですか。

○ 議長（金城英雄）

仲村三雄村長

○ 村長（仲村三雄）

先ほどのいわゆるタイヤの中にスチールが入って、あるいはまた10センチ角に切っているのは燃料ではないんじゃないかという認定についてのことなんですけど、先ほどの休憩の時間でも説明しましたように、決してそういう規程はございません。今回、先ほども答弁しましたように控訴審で徹底してそういうところを追及していきたいと思っています。少し私からこのタイヤをなぜ燃やしたかということで説明申し上げますと、皆さんもその窯を入れるときに特に宮里議員におきましては、この窯に非常に理解の深い方だと私は考えておりますので、それを導入するときに燃えるごみで燃えないごみをいわゆる溶融するという窯を開発したので、座間味村に一番適しているという窯でこれは導入しておりますね。そのときに燃やせるごみというのは、あの窯の口が70センチ以下であれば、あれに入るものは何でも燃やせますというのがいわゆるこの窯のふれ込みだったわけです。ですから私たちとすればタイヤも70センチ以下だったら燃料として燃やせますと。もし自分たちでそのタイヤを切って燃やすとすれば燃料として使うとすれば、できるだけ切る回数が少ないほうがいいわけですから、そういう意味合いでは決してこれが何センチとかどうのこうのではなくて、燃料になると。それからもう一つですけれども、これは私がタイヤを要するに本当に燃料として使えるか、あつちはずっとふれ込んできていましたから、どうしてもこれを早くやっってくださいとしてまちが動かなかったものですから、現場監督に言ってそれを実証すべくやりました。そのときに非常に大事なことは、スチールが入っていると。タイヤの中にスチールが入ってタイヤだけ燃えますと、出てくるのは鉄がそのまま溶け出してきました。窯の口からですね。我々は鉄を取る必要がありませんので、できるだけその出てくるのはスラッグとっていわゆる骨材にかえて出したいわけです。そのときに実験したのが今でもちょっとこれは写真とか記録がちょうど残ってなくて残念なんですけれども、私もそのときは窯のほうに行きまして、こういう実験をしました。タイヤだけで何も入れないで燃えないごみを溶かすという場合には、あとこのタイヤの入っている鉄が化合するものがないものですから石にはなりきれません。そのために何をしたかといいますと、北部の採石場の採石したときに石灰石とそれからそこから出てくる粘土、赤茶けてかぶっているものです。それに水をかけていわゆる砂利ですね、をきれいにして泥は落としていきます。その砂利を洗った泥、それをわざわざ北部からあれも2トンぐらい入れまして、この燃やしているタイヤのコンショしている中に入れまして、出てくるこのスラッグをどういうふうに変わるかという実験をしましてこれは私が立会いでやっているんです。そういうことをこの窯を開発したいわゆる還元溶融の社長を知っているんですけども、これがあまりにもうまくいき過ぎたものですから彼は、それをそのまま進めるわけにはいかなく

て、そのときには息子さんが窯の番をしておったんですけれども、「ああ、これはうまくいきましたね」という話はお互いしたんですけれども、全部つぶされております。だからそこら辺が今後、私たちがちゃんと控訴審で訴えていくべき中身だというふうに思っております。この間の判決ではこういったところまでちゃんと見てくれているので、今後は控訴審でそういったことも含めて徹底して戦っていくということを考えておりますので、そこら辺はひとつ御理解をいただきたいと思えます。あと6についてはまた後で担当が答えた後に私が答える必要がありましたら答えさせていただきます。

○ 議長（金城英雄）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

もう今だったら勝っていますよ、あなたの話を聞いたら。向こうは負けていますよ。だからそういうふうにしつかりしたあれが非原告のあれがあるのに原告に負けたらいけないですよ。だからひとつぜひ頑張ってやって逆転してくださいよ。そういうことでよろしくお願いします。

6 番目、一般ごみの処理費用とは別に、村が原告に支払うべき契約が結ばれていたと判断したということに対して担当課長、これをちょっと説明してもらえませんか。これも何か裁判の判決のありますのでね。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまの質問の要旨、産業廃棄物については一般ごみの処理費用とは別に、村が原告に支払うべき契約が結ばれていたと判断したことについての質問にお答えいたします。御質問のあります契約については、村は書面による契約を交わした事実はないものと考えています。仮に相手方が別に契約書が存在すると主張するのであれば、提出して証拠を示すべきと考えます。

○ 議長（金城英雄）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

これには何も文書はないんですね。それを全量村に売り渡したと認定しているということだから非常に抽象的でまたこれもあいまいですよ。そういった実態が出ていますので、これを今争点にして村のあれを反論してもらいたいと思えます。

8 番目に、2006年（平成18年）3月から4月にかけて、村が原告と別の業者に焼却して操業を請け負った業者は原告に断ることなく燃料のコークスを使用したという判決もありますよね。これはどうでしょうか。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまの質問に対する質問要旨、村の委託業者が原告に断ることなくコークスを使用したことについての質問にお答えいたします。質問にありますコークスについては、平成17年10月操業時に溶融炉のヤードに持ち込まれていた残存分がありましたが、株式会社還元溶融研究所に契約終了を通告した後の新委託業者による平成18年3月29日に村が、350トンを購入し使用しています。その後、4月及び11月の操業に使用したコークスについても村の購入分を使用しています。原告の主張する残量については、操業日誌による使用量及び放置分を計量して、根拠のある数量を示すよう主張しています。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

ぜひその件についてははっきりさせてください。冗談じゃないですよ。だからそういったことも何か向こうに一方的になってしまっておりますので、私もこれ以上質問はできませんけど、とにかく皆さん頑張ってぜひこれをやってください。

7番目が抜けているんですね、ごめんなさい。2003年（平成15年）6月から2005年（平成17年）4月にかけて購入した焼却燃料について、全量をこれも一緒に。やっているとおり答えてください。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまの質問の要旨、平成15年から平成17年にかけて購入した焼却燃料は、全量を村に売り渡したと認定したことについて。御質問のありますコークスの全量について、村に売り渡したと認めるについては、これまで全量の売買契約はなされていません。操業時の使用量を支払う方法で処理しており、平成17年度よりコークス価格が2倍に跳ね上がったため、使用数量を確認するため操業日誌の提出を求めてきましたが一度も提出されていません。また原告代理人弁護士により、残分は自己所有分と主張する。いわゆる残っている分は還元の所有分だということですね。主張するあいまいな陳述を述べていることもあります。これらのことから原告の主張には根拠がないものと考えています。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

現場にちょっと調査に行ったんですけれども、このコークスですね村長、今のタイヤチップがある隣は畑なんですけど、野ざらしされていますけど、3トンか4トン二山になって置かれていますね。それを聞いたら、これは前のものだと。それでかぶせているんだけどぼろぼろになってもう本当に野ざらしというのかな、あれ使えるんですよ、村長。あれも使えますから。そして西側もありますよ。あれもかなりの量ですよ。その辺ももう少し整理整頓して、あれとの兼ね合いも出てくると思いますのでぜひこの辺もやってください。お願いします。それからいいんですけれども、大田弁護士さん。村の顧問弁護士だと思うんですけど、この人は今現に使っていますか、お願いしていますか。そしてその辺についてのいきさつを聞きたいんですけど。今は宮里弁護士がこれもやっていますよね、いわゆる強制執行の停止決定申立。何でこの人にかわったんですかね。

○ 議長（金城英雄）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

大田弁護士、大田先生につきましては現在も我が村の顧問弁護士でございます。これまで顧問弁護士ということで、こういう事件が起こってきたらいわゆる事件、案件ごとに弁護士は本当は顧問弁護士が忙しいときにはどなたか頼んでもよかったわけです。今回、交替したというわけではなくて、大田先生のほうがお忙しいということで、また控訴をするときには、もう一つお互いに新鮮味を出すためにもかわるほうが非常にいいというふうなお話等々が大田先生からもありまして、それではということで特に後輩でもあられる宮里先生にお願いをして今、控訴の手続をしているということでございます。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

村長の陳述書の中にこういったものがあつた。本村第1回の口頭弁論期日に出頭しなかつたこと、あとに弁論再開の申し立てをしたことは、前進の判断におき心証してあるものと思慮されます。争点点对する判断においてという記載が随処にあることがそのことを物語っていると書いています。そういうことも配慮していたんですか。それから最後に、この前臨時議会で補正をしましたよね、供託金。担当課長と関係課長が東京まで行っている納入してきたということなんですけども、それについて会計課長でもいいし、ひとつその納付の模様を御苦勞話でもいいですからぜひ聞かせください。そして私は終わりますので、よろしくお願いします。東京はよかつたですか。

○ 議長（金城英雄）

金城英隆環境衛生課長

○ 環境衛生課長（金城英隆）

仮執行ということで残りの処理について、10日間ぐらいの事務処理状況について報告をいたします。9月3日の臨時議会におきまして、控訴とそれと強制執行の申立の議決を得まして、すぐに東京地裁とそれと東京高等裁判所のほうに書類を提出しております。提出は次の日の4日の午後に郵送で提出をしまして、裁判所のほうはこれを受理しまして、内容等について聞き取りをしたいということで代理人弁護士のほうに連絡がありまして、宮里弁護士が9月10日に東京地方裁判所に出頭しまして、控訴状と強制執行の中身について補足説明をしております。そういう中で10日の日に銀行の預金が差し押さえといいますかという措置をとられまして、これは那覇地裁のほうからの沖縄銀行の預金に対してそういう措置がとられたものですから、これにつきましてそれを解除するにはどういふような手続きがあるかということで弁護士のほうとも相談しまして、まずは供託をしてそれから地裁のほうに強制執行の停止の手続を取るといふ事務処理があるということです。この供託金の額ですけれども、これは地裁のほうで額は決定します。先生が先ほど10日に地裁のほうに出向いたということなんですけども、その次の日に供託金の額がわかりました。額については2,250万円です。そういうことで早目に供託金を預けて、裁判所のほうに停止の文書を出すということで早急に行う必要がありましたので、12日の日に会計課長と東京に行きまして13日、沖縄銀行の東京支店で2,250万円の現金を受け取りまして、東京法務局のほうに出向きまして供託金の手続きを取って現金を納めてきております。そのときに預けた証明をもらって東京地方裁判所のほうに行きまして、強制執行の停止の手続をとりました。受け付けをしてからこの執行停止の通知書を受けるまでに丸一日かかるということで窓口で言われたんですけども、遠方から来てそれで今週内で処理をしたいということで非常に急いでいるということを書記官のほうにお願いしましたら、申請したのが11時ぐらいでしたけれどもその日のうちで何とか出せるように努力をするということで、13日の4時ごろに決裁について配慮をいただきまして4時ごろに通知書を受け取ってきまして、その日の晩に沖縄に戻りました。次の日に東京地裁での強制執行の届けの通知書を持って那覇地方裁判所のほうに停止の手続をとっております。地裁に出向いたときには、執行通知をすべて会計課から送っているということで実は13日に、那覇地裁は執行通知を出して届いていますが、でもその分東京、それと那覇地裁のほうで我々の手続は全部済んでおりますので、14日付で第三債務者、いわゆる口座を差し押さえしているのは銀行が管理していますので、その第三債務者のほうに解除をする通知を出すということで、一応差し押さえがないような手続はすべて処理しております。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

大変な御苦勞をなされたんですけど、強制執行は一応停止ということになると思います。どうですか担当

課長、これは結審まで時間がかかりそうですか。そして予測として、それは裁判所に、どうですか勝ち目はありますか。予測としてはどういう感じがしますか。これからの推移、事務的なものも出てくるし、いろいろあるけどお願いします。

○ 議長（金城英雄）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

手続が済んだことは先ほど担当課長から説明のあったとおりでございます。勝ち目があるのかどうかというふうなことですけれども、今は100対ゼロですよ。100対ゼロですけれども、あるいはこっちが100であっちがゼロということはないんじゃないかと。お互いに支払うべきところはちゃんとあるのかなと。それと今、コークスを全部売り渡したとか、あるいはタイヤチップを燃やしたのが金になるとか、あるいはここには書いていないんですけれども、先ほど契約書の中で焼却灰というのが3回目に入って来たんですけれども、彼たちが主張してきたことは阿嘉島で出た焼却灰は座間味のごみではないので、金を取るという話がありましたので、これももうちゃんちゃらおかしい話ですから、そういったようなこともすべても含めまして確実にお互いが持てる分というんでしょうか。販売するだろうと。それともう一つ、代理人からの話では控訴をするときに、すぐいっとう最初に呼ばれたということはいわゆるこちらが出している控訴の内容というのが、次かなりお互いに議論する余地があるというふうに代理人は考えているというふうに今聞いていますので、絶対にゼロにはならないと。勝ち目というふうに言ったほうがいいのかもかもしれませんが、すべて負けるということはないというふうにひとつ御理解をさせていただきたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

それでもうこれが早く静かな村を取り戻すようにお互いに、議員も協力しないといけないんですけれども、今後こういったことが生じないようにひとつ議会も一緒になって、村長、私はいつも言いますが、執行部だけ一人歩きしてあとで議会に持ち込んでもこれはそういうふうになりますから、ともどもにはっきり言ってあの溶融炉も私も責任感じていますよ。キタガワ村まで行ってああいう実験したんだから、そういったことで本当に今後は、どなたか議員も言いましたが、21・ざまみの問題も相談してやりましょうということで、ぜひお互いやっていきましょう。

○ 議長（金城英雄）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

ありがとうございます。実はこの窯、今回控訴している中で、普通はこの窯というのは90日の焼成には耐えなければいけないという焼成能力というんでしょうか、性能が本当は附帯しているわけです。けれども今、これまで3回かな燃やしたのは、彼たちが燃やしたのは、2回、3回と燃やてきたんですけれども、最高にいわゆる焼成期間が長かったのは15日なんです。これはごみがなくなって止めただろうと思ってたんですけれども、どうも窯の内張り。耐火モルタルというんですけど、これの材質、あるいは窯の構造等に問題があったようでして、今回新しい事業者はその焼成を委託してわかってきたことですけれども、この間の操業では28日間。それでも燃やすごみがなくなって火をとめたんです。今回もぜひ、先ほどのなぜ今停止しているかという話がある中で、冷却装置をつけて10月の初めごろに終了する考えをしておりますという説明をいたしましたけれども、今回、非常に期待をしておりますのは、この間28日間という焼成期間が延びましたので、今度はもう少しひょっとしたら欲張って言うならば、3カ月燃やしても大丈夫よという

ふうな形になればという期待を持ちながらやっております。そういう意味合いで今新しい業者が、これは株式会社サンワですけれども、そこに来ている技術者というのは還元で最初にキタガワ村で操業をした方ですので、非常に窯に詳しいです。そういうふうには窯を改良しながらいわゆる進化してきていることは、ここで皆さんにも御報告しておきたいと思っております。これは焼成時間が延びるといのはこういうことにつながります。燃やして、どうも窯の具合が不具合になって途中でとめますと、そこで溶かしておいたものをすね、急にとめるわけですからそこで岩石が固まってしまいますので、窯の中に下から出たような鍾乳石みたいなものができるわけですから、これを掘るのにも大変なんです。窯がゆっくり長く持つということであれば、燃えないごみはもうストップして、燃えるごみだけ入れてやれば窯の中にはこういう石がたまらないというふうな状況が起こっていきますから、非常に窯の運転が効率よくなっていくということがあります。こういうふうに進化してきていることを皆さんに御報告しておきたいと思っております。ぜひ見守っていただきたいと思っております。

○ 議長（金城英雄）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

最後に村長、私は地方裁判所の裁判官が両方仲よくしなさいと、調停しなさいと。和解しなさいということにも今後はなるんじゃないかと思っておりますけど、これは和解ということは今後は、何かあいまいとしてはお互いに。両方、争点がありますけどいろいろ、反発していますけれどそれをねというあれはどうですか村長、自信ないですか。いわゆる和解調停ということも今後は考えて、できたらスムーズにということで向こうの会社もお世話になった会社でもありますからということで…。これで私の質問は終わります。

○ 議長（金城英雄）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

今、和解の方向もあるのかということですが、これはやはり損益というんでしょうか、村民に被害を与えない内容等々での和解でしたら、それはないとは限らない。いろいろそう簡単に和解するものではないというふうに考えております。

○ 議長（金城英雄）

これで一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（金城英雄）

再開いたします。

日程第6．提出議案、認定第1号 平成18年度座間味村一般会計歳入歳出決算から認定第8号 平成18年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定までの説明を求めます。

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

認定第1号

平成18年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成18年度座間味村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成19年9月20日提出

座間味村長 仲村三雄

平成18年度座間味村一般会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥1,329,334,492
 歳出決算額 ￥1,306,426,749
 歳入歳出差引額 ￥ 22,907,743

平成19年8月10日

座間味村長 仲村三雄

実質収支に関する調書

平成18年度一般会計

(単位:円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	1,329,334,492
2	歳 出 総 額	1,306,426,749
3	歳 入 歳 出 差 引 額	22,907,743
4	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費逓次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	3,357,000
	(3) 事故繰越額	0
	計	3,357,000
5	実 質 収 支 額	19,550,743
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

平成18年度座間味村一般会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 村 税		77,066,000	78,328,873	67,752,023	0	10,576,850	△9,313,977
	1 村民税	25,482,000	29,546,544	26,430,494	0	3,116,050	948,494
	2 固定資産税	44,074,000	41,115,100	33,962,800	0	7,152,300	△10,111,200
	3 軽自動車税	1,977,000	2,016,700	1,708,200	0	308,500	△268,800
	4 村たばこ税	5,533,000	5,650,529	5,650,529	0	0	117,529
2 地方譲与税		16,386,000	16,239,533	16,239,533	0	0	△146,467
	1 所得譲与税	5,947,000	5,947,533	5,947,533	0	0	533
	2 自動車重量譲与税	7,693,000	7,645,000	7,645,000	0	0	△48,000
	3 地方道路譲与税	2,711,000	2,630,000	2,630,000	0	0	△81,000
	4 航空機燃料譲与税	35,000	17,000	17,000	0	0	△18,000
3 利子割交付金		160,000	173,000	173,000	0	0	13,000
	1 利子割交付金	160,000	173,000	173,000	0	0	13,000
4 配当割交付金		184,000	184,000	184,000	0	0	0
	1 配当割交付金	184,000	184,000	184,000	0	0	0
5 株式等譲渡所得割交付金		141,000	101,000	101,000	0	0	△40,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	141,000	101,000	101,000	0	0	△40,000
6 地方消費税交付金		9,668,000	9,668,000	9,668,000	0	0	0
	1 地方消費税交付金	9,668,000	9,668,000	9,668,000	0	0	0

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
7	自動車取得税交付金	3,657,000	3,657,000	3,657,000	0	0	0
	1 自動車取得税交付金	3,657,000	3,657,000	3,657,000	0	0	0
8	地方特例交付金	1,900,000	1,501,000	1,501,000	0	0	△399,000
	1 地方特例交付金	1,900,000	1,501,000	1,501,000	0	0	△399,000
9	地方交付税	736,774,000	739,992,000	739,992,000	0	0	3,218,000
	1 地方交付税	736,774,000	739,992,000	739,992,000	0	0	3,218,000
10	分担金及び負担金	702,000	628,500	628,500	0	0	△73,500
	1 分担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	2 負担金	701,000	628,500	628,500	0	0	△72,500
11	使用料及び手数料	61,015,000	47,477,074	47,477,074	0	0	△13,537,926
	1 使用料	46,044,000	41,218,414	41,218,414	0	0	△4,825,586
	2 手数料	14,971,000	6,258,660	6,258,660	0	0	△8,712,340
12	国庫支出金	218,290,000	141,581,523	141,581,523	0	0	△76,708,477
	1 国庫負担金	13,260,000	11,442,088	11,442,088	0	0	△1,817,912
	2 国庫補助金	201,741,000	126,434,000	126,434,000	0	0	△75,307,000
	3 国庫委託金	3,289,000	3,705,435	3,705,435	0	0	416,435
13	県支出金	71,909,000	69,598,087	69,598,087	0	0	△2,310,913
	1 県負担金	6,330,000	10,321,019	10,321,019	0	0	3,991,019
	2 県補助金	34,321,000	30,746,325	30,746,325	0	0	△3,574,675
	3 県委託金	31,258,000	28,530,743	28,530,743	0	0	△2,727,257

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
14 財産収入		243,000	211,578	211,578	0	0	△31,422
	1 財産運用収入	241,000	211,578	211,578	0	0	△29,422
	2 財産売却収入	2,000	0	0	0	0	△2,000
15 寄附金		1,000	93,000	93,000	0	0	92,000
	1 寄附金	1,000	93,000	93,000	0	0	92,000
16 繰入金		106,630,000	98,333,000	98,333,000	0	0	△8,297,000
	1 特別会計繰入金	3,299,000	0	0	0	0	△3,299,000
	2 基金繰入金	103,331,000	98,333,000	98,333,000	0	0	△4,998,000
17 繰越金		35,570,000	35,570,326	35,570,326	0	0	326
	1 繰越金	35,570,000	35,570,326	35,570,326	0	0	326
18 諸収入		11,500,000	9,673,848	9,673,848	0	0	△1,826,152
	1 延滞金、加算金及び過料	3,000	0	0	0	0	△3,000
	2 預金利子	1,000	51,696	51,696	0	0	50,696
	3 貸付金元利収入	1,000	0	0	0	0	△1,000
	4 雑収入	11,495,000	9,622,152	9,622,152	0	0	△1,872,848
19 村債		108,800,000	86,900,000	86,900,000	0	0	△21,900,000
	1 村債	108,800,000	86,900,000	86,900,000	0	0	△21,900,000
歳入合計		1,460,596,000	1,339,911,342	1,329,334,492	0	10,576,850	△131,261,508

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	議会費	35,891,000	35,257,644	0	633,356	633,356
	1 議会費	35,891,000	35,257,644	0	633,356	633,356
2	総務費	221,770,000	216,224,440	0	5,545,560	5,545,560
	1 総務管理費	195,273,000	190,671,817	0	4,601,183	4,601,183
	2 徴税費	12,258,000	12,006,040	0	251,960	251,960
	3 戸籍住民基本台帳費	7,210,000	7,153,758	0	56,242	56,242
	4 選挙費	5,463,000	4,872,366	0	590,634	590,634
	5 統計調査費	329,000	318,989	0	10,001	10,011
	6 監査委員費	1,237,000	1,201,470	0	35,530	35,530
3	民生費	111,623,000	108,285,345	0	3,337,655	3,337,655
	1 社会福祉費	101,618,000	98,669,338	0	2,948,662	2,948,662
	2 児童福祉費	9,990,000	9,606,007	0	383,993	383,993
	3 生活保護費	2,000	0	0	2,000	2,000
	4 災害救助費	13,000	10,000	0	3,000	3,000
4	衛生費	176,396,000	164,953,471	0	11,442,529	11,442,529
	1 保健衛生費	88,319,000	78,285,427	0	10,033,573	10,033,573
	2 清掃費	88,077,000	86,668,044	0	1,408,956	1,408,956
5	労働費	2,132,000	1,884,300	0	247,700	247,700
	1 失業対策費	2,132,000	1,884,300	0	247,700	247,700

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
6 農林水産業費		87,705,000	84,067,968	0	3,637,032	3,637,032
	1 農業費	25,584,000	23,505,881	0	2,078,119	2,078,119
	2 林業費	29,613,000	28,977,466	0	635,534	635,534
	3 水産業費	32,508,000	31,584,621	0	923,379	923,379
7 商工費		35,047,000	33,795,307	0	1,251,693	1,251,693
	1 商工費	35,047,000	33,795,307	0	1,251,693	1,251,693
8 土木費		355,355,000	251,810,181	93,980,000	9,564,819	103,544,819
	1 土木管理費	5,833,000	5,321,458	0	511,542	511,542
	2 道路橋りょう費	262,981,000	166,660,808	93,980,000	2,340,192	96,320,192
	3 河川費	9,537,000	9,445,009	0	91,991	91,991
	4 港湾費	4,895,000	4,816,269	0	78,731	78,731
	5 下水道費	46,264,000	40,764,000	0	5,500,000	5,500,000
	6 住宅費	2,005,000	1,740,397	0	264,603	264,603
	7 空港費	23,840,000	23,062,240	0	777,760	777,760
9 消防費		6,139,000	5,968,001	0	170,999	170,999
	1 消防費	6,139,000	5,968,001	0	170,999	170,999
10 教育費		177,744,000	161,995,986	3,261,000	12,487,014	15,748,014
	1 教育総務費	66,149,000	62,703,389	0	3,445,611	3,445,611
	2 小学校費	37,100,000	34,991,429	0	2,108,571	2,108,571
	3 中学校費	17,086,000	14,746,322	0	2,339,678	2,339,678
	4 幼稚園費	24,581,000	22,492,771	0	2,088,229	2,088,229
	5 社会教育費	10,061,000	5,463,331	3,261,000	1,336,669	4,597,669

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
10 教育費	6 保健体育費	22,767,000	21,598,744	0	1,168,256	1,168,256
11 災害復旧費		4,000	0	0	4,000	4,000
	1 農林水産施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
	2 公共土木施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
	3 文教施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
12 公債費		250,292,000	242,184,106	0	8,107,894	8,107,894
	1 公債費	250,292,000	242,184,106	0	8,107,894	8,107,894
13 諸支出金		7,000	0	0	7,000	7,000
	1 普通財産取得費	4,000	0	0	4,000	4,000
	2 公営企業費	1,000	0	0	1,000	1,000
	3 基金費	2,000	0	0	2,000	2,000
14 予備費		491,000	0	0	491,000	491,000
	1 予備費	491,000	0	0	491,000	491,000
歳出合計		1,460,596,000	1,306,426,749	97,241,000	56,928,251	154,169,251

認定第2号

平成18年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成18年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成19年9月20日提出

座間味村長 仲村三雄

平成18年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥145,347,752
 歳出決算額 ￥140,973,260
 歳入歳出差引額 ￥ 4,374,492

平成19年8月10日

座間味村長 仲村三雄

実質収支に関する調書

平成18年度国民健康保険事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	145,347,752
2	歳 出 総 額	140,973,260
3	歳 入 歳 出 差 引 額	4,374,492
4	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費逓次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越額	0
	計	0
5	実 質 収 支 額	4,374,492
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額	0

平成18年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	国民健康保険税	30,288,000	32,753,600	27,814,856	0	4,938,744	△2,473,144
	1 国民健康保険税	30,288,000	32,753,600	27,814,856	0	4,938,744	△2,473,144
2	使用料及び手数料	3,000	56,700	56,700	0	0	53,700
	1 使用料	1,000	0	0	0	0	△1,000
	2 手数料	2,000	56,700	56,700	0	0	54,700
3	国庫支出金	53,856,000	55,552,754	55,552,754	0	0	1,696,754
	1 国庫負担金	35,535,000	36,931,754	36,931,754	0	0	1,396,754
	2 国庫補助金	18,321,000	18,621,000	18,621,000	0	0	300,000
4	療養給付費交付金	4,565,000	5,014,000	5,014,000	0	0	449,000
	1 療養給付費交付金	4,565,000	5,014,000	5,014,000	0	0	449,000
5	県支出金	9,577,000	9,996,670	9,996,970	0	0	419,970
	1 県負担金	594,000	793,970	793,970	0	0	199,970
	2 県補助金	8,983,000	9,203,000	9,203,000	0	0	220,000
6	連合支出金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 連合負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
7	共同事業交付金	9,715,000	6,756,245	6,756,245	0	0	△2,958,755
	1 共同事業交付金	9,715,000	6,756,245	6,756,245	0	0	△2,958,755

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
8 繰入金		33,057,000	35,842,316	35,842,316	0	0	2,785,316
	1 一般会計繰入金	29,377,000	32,162,316	32,162,316	0	0	2,785,316
	2 基金繰入金	3,680,000	3,680,000	3,680,000	0	0	0
9 繰越金		4,121,000	4,120,074	4,120,074	0	0	△926
	9 繰越金	4,121,000	4,120,074	4,120,074	0	0	△926
10 諸収入		1,000	193,837	193,837	0	0	183,837
	1 延滞金及び過料	3,000	178,400	178,400	0	0	175,400
	2 預金利子	2,000	15,137	15,137	0	0	13,137
	3 雑入	5,000	300	300	0	0	△4,700
歳入合計		145,193,000	150,286,496	145,347,752	0	4,938,744	154,752

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		12,904,000	12,345,348	0	558,652	558,652
	1 総務管理費	12,815,000	12,311,418	0	503,582	503,582
	2 徴税費	47,000	0	0	47,000	47,000
	3 運営協議会費	41,000	33,930	0	7,070	7,070
	4 趣旨普及費	1,000	0	0	1,000	1,000
2 保険給付費		68,624,000	65,925,723	0	2,698,277	2,698,277
	1 療養諸費	59,622,000	57,804,183	0	1,817,817	1,817,817

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
2 保険給付費	2 高額療養費	5,900,000	5,071,540	0	828,460	828,460
	3 出産育児諸費	3,000,000	3,000,000	0	0	0
	4 葬祭諸費	100,000	50,000	0	50,000	50,000
	5 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000
3 老人保健拠出金		35,605,000	35,363,806	0	241,194	241,194
	1 老人保健拠出金	35,605,000	35,363,806	0	241,194	241,194
4 介護納付金		8,669,000	8,668,429	0	571	571
	1 介護納付金	8,669,000	8,668,429	0	571	571
5 共同事業拠出金		12,637,000	11,945,480	0	691,520	691,520
	1 共同事業拠出金	12,637,000	11,945,480	0	691,520	691,520
6 保健事業費		48,000	27,361	0	20,639	20,639
	1 保健事業費	48,000	27,361	0	20,639	20,639
7 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
8 公債費		2,000	0	0	2,000	2,000
	1 公債費	2,000	0	0	2,000	2,000
9 諸支出金		6,702,000	6,697,113	0	4,887	4,887
	1 償還金及び還付加算金	6,702,000	6,697,113	0	4,887	4,887
10 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		145,193,000	140,973,260	0	4,219,740	4,219,740

認定第3号

平成18年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成18年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成19年9月20日提出

座間味村長 仲村三雄

平成18年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥122,546,823
 歳出決算額 ￥126,621,502
 歳入歳出差引額 ￥-4,074,679

平成19年8月10日

座間味村長 仲村三雄

実質収支に関する調書

平成18年度老人保健事業特別会計

(単位:円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	122,546,823
2	歳 出 総 額	126,621,502
3	歳 入 歳 出 差 引 額	-4,074,679
4	(1) 継続費逡次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越額	0
	計	0
5	実 質 収 支 額	-4,074,679
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

歳入歳出差引不足額4,074,679円。このため翌年度繰上充用金4,074,679円で歳入不足を補填した。

平成18年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 支払基金交付金		86,320,000	61,417,654	61,417,654	0	0	△24,902,346
	1 支払基金交付金	86,320,000	61,417,654	61,417,654	0	0	△24,902,346
2 国庫支出金		41,440,000	34,546,448	34,546,448	0	0	△6,893,552
	1 国庫負担金	41,440,000	34,546,448	34,546,448	0	0	△6,893,552
3 県支出金		10,360,000	9,477,000	9,477,000	0	0	△883,000
	1 県支出金	10,360,000	9,477,000	9,477,000	0	0	△883,000
4 繰入金		10,360,000	10,360,000	10,360,000	0	0	0
	1 一般会計繰入金	10,360,000	10,360,000	10,360,000	0	0	0
5 繰越金		6,738,000	6,737,249	6,737,249	0	0	△751
	1 繰越金	6,738,000	6,737,249	6,737,249	0	0	△751
6 諸収入		7,000	8,472	8,472	0	0	1,472
	1 延滞金及び加算金	2,000	0	0	0	0	△2,000
	2 預金利子	1,000	8,472	8,472	0	0	7,472
	3 雑収入	4,000	0	0	0	0	△4,000
歳入合計		155,225,000	122,546,823	122,546,823	0	0	△32,678,177

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 医療諸費		148,480,000	123,181,591	0	25,298,409	25,298,409
	1 医療諸費	148,480,000	123,181,591	0	25,298,409	25,298,409
2 諸支出金		6,744,000	3,439,911	0	3,304,089	3,304,089
	1 償還金	3,455,000	3,439,911	0	5,089	5,089
	2 諸支出金	3,299,000	0	0	3,299,000	3,299,000
3 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		155,225,000	126,621,502	0	28,603,498	28,603,498

認定第4号

平成18年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成18年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成19年9月20日提出

座間味村長 仲村三雄

平成18年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥518,512,490
 歳出決算額 ￥582,193,390
 歳入歳出差引額 ￥-63,680,900

平成19年8月10日

座間味村長 仲村三雄

実質収支に関する調書

平成18年度航路事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	518,512,490
2	歳 出 総 額	582,193,390
3	歳 入 歳 出 差 引 額	-63,680,900
4	(1) 継続費逡次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越額	0
	計	0
5	実 質 収 支 額	-63,680,900
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

歳入歳出差引不足額63,680,900円。このため翌年度繰上充用金63,680,900円で歳入不足を補填した。

平成18年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 事業収入		592,274,000	514,061,486	513,098,103	0	963,383	△79,175,897
	1 運航収入	589,270,000	514,057,624	513,094,241	0	963,383	△76,175,759
	2 営業収益	3,001,000	3,862	3,862	0	0	△2,997,138
	3 営業外収益	3,000	0	0	0	0	△3,000
2 繰越金		5,414,000	5,414,387	5,414,387	0	0	387
	1 繰越金	5,414,000	5,414,387	5,414,387	0	0	387
3 村債		4,000	0	0	0	0	△4,000
	1 村債	4,000	0	0	0	0	△4,000
歳入合計		597,692,000	519,475,873	518,512,490	0	963,383	△79,179,510

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 運航費用		369,208,900	356,599,898	0	12,609,002	12,609,002
	1 旅客費	4,613,000	4,192,737	0	421,163	421,163
	2 自動車航送取扱費	194,000	93,726	0	100,274	100,274
	3 貨物費	1,005,000	518,123	0	486,877	486,877
	4 郵便取扱費	61,000	29,139	0	31,861	31,861
	5 燃料潤滑油費	128,126,000	117,504,690	0	10,621,310	10,621,310
	6 養缶水費	1,157,000	1,307,484	0	119,516	119,516

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 運航費用	7 港費	4,052,000	3,650,330	0	401,670	401,670
	8 雑費	1,285,000	1,070,592	0	214,408	214,408
	9 船費	228,715,000	228,503,077	0	211,923	211,923
2 営業費用		136,389,000	133,512,380	0	2,876,620	2,876,620
	1 保険料	2,533,000	2,491,403	0	41,597	41,597
	2 減価償却費	1,000	0	0	1,000	1,000
	3 船舶用船料	60,239,000	60,178,773	0	60,227	60,227
	4 航路付属施設費	975,000	962,928	0	12,072	12,072
	5 店費	72,641,000	69,879,276	0	2,761,724	2,761,724
3 財産費		4,000	0	0	4,000	4,000
	1 普通財産費	3,000	0	0	3,000	3,000
	2 積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
4 事業税費		16,519,000	16,518,000	0	1,000	1,000
	1 営業外費用	16,519,000	16,518,000	0	1,000	1,000
5 公債費		75,569,000	75,563,112	0	5,888	5,888
	1 公債費	75,569,000	75,563,112	0	5,888	5,888
7 予備費		2,100	0	0	2,100	2,100
	1 予備費	2,100	0	0	2,100	2,100
歳出合計		597,692,000	582,193,390	0	15,498,610	15,498,610

認定第5号

平成18年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成18年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成19年9月20日提出

座間味村長 仲村三雄

平成18年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥83,550,817
 歳出決算額 ￥86,150,823
 歳入歳出差引額 ￥-2,600,006

平成19年8月10日

座間味村長 仲村三雄

実質収支に関する調書

平成18年度簡易水道事業特別会計

(単位:円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	83,550,817
2	歳 出 総 額	86,150,823
3	歳 入 歳 出 差 引 額	-2,600,006
4	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費逓次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越額	0
	計	0
5	実 質 収 支 額	-2,600,006
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

平成18年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 簡易水道事業収入		30,771,000	27,356,838	25,450,104	0	1,906,734	△5,320,869
	1 営業収入	30,771,000	27,356,838	25,450,104	0	1,906,734	△5,320,869
2 財産収入		1,000	754	754	0	0	△246
	1 財産運用収入	1,000	754	754	0	0	△246
3 繰入金		55,824,000	55,824,000	55,824,000	0	0	0
	1 繰入金	55,824,000	55,824,000	55,824,000	0	0	0
4 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
5 県支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 県補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
6 諸収入		2,000	183,201	183,201	0	0	181,201
	1 雑収入	2,000	183,201	183,201	0	0	181,201
7 繰越金		2,093,000	2,092,758	2,092,758	0	0	△242
	1 繰越金	2,093,000	2,092,758	2,092,758	0	0	△242
8 村債		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 村債	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳入合計		88,694,000	85,457,551	83,550,817	0	1,906,734	△5,143,183

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 簡易水道事業費		36,011,000	33,471,735	0	2,539,265	2,539,265
	1 営業費	36,011,000	33,471,735	0	2,539,265	2,539,265
2 公債費		52,682,000	52,679,088	0	2,912	2,912
	1 公債費	52,682,000	52,679,088	0	2,912	2,912
3 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		88,694,000	86,150,823	0	2,543,177	2,543,177

認定第6号

平成18年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成18年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成19年9月20日提出

座間味村長 仲村三雄

平成18年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥49,002,352
 歳出決算額 ￥48,803,036
 歳入歳出差引額 ￥ 199,316

平成19年8月10日

座間味村長 仲村三雄

実質収支に関する調書

平成18年度下水道事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	49,002,352
2	歳 出 総 額	48,803,036
3	歳 入 歳 出 差 引 額	199,316
4	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費逓次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越額	0
	計	0
5	実 質 収 支 額	199,316
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

平成18年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 下水道収入		7,442,000	9,229,615	7,491,991	0	1,737,624	49,991
	1 下水道収入	7,442,000	9,229,615	7,491,991	0	1,737,624	49,991
3 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 国庫支出金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 繰入金		46,264,000	40,764,000	40,764,000	0	0	△5,500,000
	1 繰入金	46,264,000	40,764,000	40,764,000	0	0	△5,500,000
5 繰越金		747,000	746,361	746,361	0	0	△639
	1 繰越金	747,000	746,361	746,361	0	0	△639
6 村債		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 村債	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳入合計		54,456,000	50,739,976	49,002,352	0	1,737,624	△5,453,648

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 下水道事業費		12,430,000	11,546,472	0	883,528	883,528
	1 下水道事業費	12,430,000	11,546,472	0	883,528	883,528
2 公債費		42,025,000	37,256,564	0	4,768,436	4,768,436
	1 公債費	42,025,000	37,256,564	0	4,768,436	4,768,436
3 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		54,456,000	48,803,036	0	5,652,964	5,652,964

認定第7号

平成18年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成18年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成19年9月20日提出

座間味村長 仲村三雄

平成18年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥113,979,489
 歳出決算額 ￥113,551,187
 歳入歳出差引額 ￥ 428,302

平成19年8月10日

座間味村長 仲村三雄

実質収支に関する調書

平成18年度漁業集落排水事業特別会計

(単位:円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	113,979,489
2	歳 出 総 額	113,551,187
3	歳 入 歳 出 差 引 額	428,302
4	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費逓次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越額	0
	計	0
5	実 質 収 支 額	428,302
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額	0

平成18年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 事業収入		3,974,000	4,751,861	4,395,281	0	356,580	421,281
	1 下水道料金	3,974,000	4,751,861	4,395,281	0	356,580	421,281
3 国庫支出金		44,140,000	44,139,000	44,139,000	0	0	△1,000
	1 国庫補助金	44,140,000	44,139,000	44,139,000	0	0	△1,000
4 県支出金		22,071,000	22,070,000	22,070,000	0	0	△1,000
	1 県補助金	22,071,000	22,070,000	22,070,000	0	0	△1,000
5 繰入金		28,352,000	27,852,000	27,852,000	0	0	△500,000
	1 繰入金	28,352,000	27,852,000	27,852,000	0	0	△500,000
6 繰越金		1,765,000	1,623,208	1,623,208	0	0	△141,792
	1 繰越金	1,765,000	1,623,208	1,623,208	0	0	△141,792
7 村債		13,903,000	13,900,000	13,900,000	0	0	△3,000
	1 村債	13,903,000	13,900,000	13,900,000	0	0	△3,000
歳入合計		114,206,000	114,336,069	113,979,489	0	356,580	△226,511

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 事業費		98,425,000	97,784,797	0	640,203	640,203
	1 事業費	98,425,000	97,784,797	0	640,203	640,203
2 公債費		15,780,000	15,766,390	0	13,610	13,610
	1 公債費	15,780,000	15,766,390	0	13,610	13,610
3 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		114,206,000	113,551,187	0	654,813	654,813

認定第8号

平成18年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成18年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成19年9月20日提出

座間味村長 仲村三雄

平成18年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥5,338,420
 歳出決算額 ￥5,264,644
 歳入歳出差引額 ￥ 73,776

平成19年8月10日

座間味村長 仲村三雄

実質収支に関する調書

平成18年度農業集落排水事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	5,338,420
2	歳 出 総 額	5,264,644
3	歳 入 歳 出 差 引 額	73,776
4	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費逓次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越額	0
	計	0
5	実 質 収 支 額	73,776
6	実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額	0

平成18年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2	事業収入	480,000	436,969	430,921	0	6,048	△49,079
	1 下水道料金	480,000	436,969	430,921	0	6,048	△49,079
3	国庫支出金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4	県支出金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 県補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
5	繰入金	4,817,000	4,217,000	4,217,000	0	0	△600,000
	1 繰入金	4,817,000	4,217,000	4,217,000	0	0	△600,000
6	繰越金	691,000	690,499	690,499	0	0	△501
	1 繰越金	691,000	690,499	690,499	0	0	△501
7	村債	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 村債	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳入合計		5,992,000	5,344,468	5,338,420	0	6,048	△653,580

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 農業集落排水事業費		4,418,000	3,695,724	0	722,276	722,276
	1 農業集落排水事業費	4,418,000	3,695,724	0	722,276	722,276
2 公 債 費		1,573,000	1,568,920	0	4,080	4,080
	1 公 債 費	1,573,000	1,568,920	0	4,080	4,080
3 予 備 費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予 備 費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳 出 合 計		5,992,000	5,264,644	0	727,356	727,356

以上、一般会計とそれから特別会計の認定をひとつよろしく願いいたします。

○ 議長（金城英雄）

これで提出議案の説明を終わります。

次に、地方自治法第233号の規定により、平成18年度座間味村一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに同法第241条第5項の規定により、基金の運用状況の審査結果意見書が、お手元にお配りしましたとおりで提出されております。朗読は省略いたします。

日程第7. 認定第1号 平成18年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

若干説明をさせていただきます。財源の根幹をなす自主財源の件でございますけど、7ページでございますが、1,000万円という非常に大きな未収金がございます。これにつきまして、今後どのような方法で徴収するのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

大城晃税政課長。

○ 税政課長（大城 晃）

7ページの村民税、固定資産税、軽自動車税、村たばこ税この4つを合わせて村税。その中で収入未済額が1,057万6,850円。滞納額については過去5年分、我々は今徴収をさかのぼって取るということと、それから当然現年分も含めて今徴収の強化に取り組んでいます。先ほどの一般質問のときに話したんですけど、住民税を中心に県職員と協働で今徴収に当たっておりまして、これまで過去の経緯から滞納にどうしても村職員だと村民に対する距離が近いから差し押さえ等ができない。いわゆる滞納処分ができないということでいろいろ問題がありまして、今回、県との協働徴収に当たっているんですけど、固定資産税も含めてそういった手法に出るかどうか。今、県のほうと調整をしているところです。ちなみに固定資産税について、平成18年度中に2件の預金差し押さえを実施しております。そういったものはちゃんとした効果にあらわれて、さかのぼって徴収の進捗はしております。そして先ほどの議会休憩中なんですけれども、朝の某滞納者が現金を持ってきて、しかも5年分の分納支払いの約束の誓約書をもって返したということで、今配達証明で全滞納者に督促をして強化に取り組んでいるところであります。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

はい、よくわかりました。高額の方につきましては、支払いが大変困難だと思います。今のようにやっぱり分割払い等を実施して、今後、やはり一步でも近づけるように頑張っていたきたいと、このように思っております。

それから支出の面でございますが、11ページの道路橋りょう費の9,300万円の繰越明許費があつてこれは工事も大体終わっていると思うんですが、これにつきましてそれだけ繰り越しをやったんですが、それはみんな完了しているのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

道路橋りょう費の9,632万192円ですが、7月30日で工事は一応完了しております。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

これまたよくわかりました。

あと1点ほどお聞きしたいと思います。12ページでございますけれども、公債費というのはもう元利合計というのは大体決まっていると思うんですが、こちらのほうに800万円の剰余金が出ているんですね。だからこれはどういうわけかちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城英雄）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

お答えいたします。公債費については、今金城議員がおっしゃったとおり年間の償還表に基づいて償還いたしますので、これだけ差額が出るというのは確におかしい話なんですけれども、この内容については一借分の利子ということで予算を計上してあったんですけれども、利率が低かったものですからかなり不用額が出てしまっております。ただ一部、交際費の算出において二重計上ということでちょっと過大見積もりがありまして、不用額が多目になっております。

○ 議長（金城英雄）

5番 金城勝英議員。

○ 5番（金城勝英議員）

こういったものにつきましてはやはり年度末というのはちょっと遅いわけですが、9月ごろにもう一度機会を入れまして幾ら余るかということをやって、やはり予算の少ないところに流用をやるように今後心がけてもらいたいとこのように思います。以上で終わります。

○ 議長（金城英雄）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。

これから認定第1号 平成18年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第1号 平成18年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第8. 認定第2号 平成18年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成18年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第2号 平成18年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第9. 認定第3号 平成18年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。5番 金城勝英議員。

○ 5番(金城勝英議員)

老人保健についてちょっとお聞きしたいと思います。こちらのほうにマイナス200万円がきているわけですが、これにつきましてはやはりこういった自主財源等いろいろなものはない仕組みでございますけれども、こちらのほうで400万円の赤字が決算にきておりますけど、これはどうしてなのかわかりたいと思います。

○ 議長(金城英雄)

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長(宮平真由美)

ただいまの金城勝英議員の御質問についてお答えいたします。老人医療の補助金の申請の変更申請が12月にございまして、それで補助金を決定いたします。そのときに算出のおおよその見込みを立てまして、また歳入のおおよその見込みが立つんですけれども、その際、一般会計から407万4,679円相当の歳入の見込みをもらいまして、補正をすればよかったですけれどもその分、一般会計から補正しなかったものですからこのようにマイナスが生じております。このマイナスが生じた分は平成19年度に、支払い基金から16万円、国庫から446万1,000円、県の負担金といたしまして27万4,000円、合計489万5,000円の歳入の決定通知をいただいております。今後、このように赤字決算がないように注意してまいりますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長(金城英雄)

5番 金城勝英議員。

○ 5番(金城勝英議員)

よくわかりました。こういったものにつきましてはやはり、縮めてみないとわからなかったかもしれないですけども、やはり一般会計から移譲は入れてもらって今からは赤字がないような決算をしてもらいたい、このように思います。以上で終わります。

○ 議長(金城英雄)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成18年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第3号 平成18年度座間味村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

これで、本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

本日は、これで散会いたします。

散 会 (午後3時13分)